

2015

4

No.561
横瀬町

よこせ

広報よこせ

平成27年度施政方針②

平成27年度重点施策③

健全な行財政運営を推進④～⑥

平成27年度から介護保険料が改正されます⑧



第31回よこせ写真コンクール推薦作品「山里の祭」／永井彰氏

町長へのファクス ☎ FAX 0494-22-2666 町長への手紙 📄 横瀬町大字横瀬4545番地 横瀬町長あて
町長へのEメール 📧 chouchou@town.yokoze.saitama.jp 町長への意見箱 📬 役場1階ロビー（玄関前）

発行 横瀬町 ☎368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 ☎0494-25-0111(代) <http://www.town.yokoze.saitama.jp/>

横瀬町ならではの 横瀬町にしかできない 地方創生を

横瀬町長

平成27年度 施政方針 富田 能成



昨年11月に国会で「まち・ひと・しごと創生法」など地方創生三法案が可決成立しました。日本の人口減少に歯止めをかけること、東京圏への一極集中を是正し地方の活力を取り戻すことを命題として、いよいよ国をあげての地方創生が具体的に動き出すこととなりました。

この地方創生は、わが国の人口減少と都市と地方の格差拡大という既に構造化しつつある今の時代の流れを変えようとする大変難易度の高い政策です。ともすればバラマキや一時のブームで終わってしまうかもしれませんが、成功する地方と成功できなかった地方を明確に分けてしまう結果になるかもしれません。

それでも私は、この地方創生の流れは、横瀬町にとって大きなチャンスと考えています。それは、私がこの町の豊かな未来を築くために不可避と考えていた「人口減少の厳しい現実と正面から向き合うこと」を力強く後押ししてくれるものであるからであり、なにより横瀬町には大きな可能性があると考えているからです。

私は、かねてより、現在の横瀬町の行政にとって一番必要なことは、人口減少に正面から向き合い、計画をつくり、組織的に粘り強く、それを抑制する努力およびそれに耐えうる町をつくる努力をすることであると訴えてきました。当選させていただいた今年1月の町長選挙におきましても、町民の皆様にも最も期待いただいたのはまさにこの部分だったと考えております。

人口減少対策に特効薬はありません。安全で安心できる住環境の整備、住民満足度の向上、雇用促進、交流人口拡大、育児教育環境整備や環境改善などの諸施策をぶれない基本方針のもと、組織的かつ継続的に検証を繰り返しながら一つ一つを積み重ねてこの町に付加価値をつけてゆくこと、より住みよい町、より誇れる町を目指して不断の努力を続けてゆくことしかありません。

横瀬町は、都会に近いという立地、美しい風景がある豊かな環境、文化があり参加意識の高い住民の皆さんがいるという三拍子そろった恵まれた町です。小回りがきいて、すばやく動けるといふ小さい町の利点をうまく生かして、住民の皆さんと一体になって進めれば、この町は、(全国に745ある町の中で)日本一住みよい町、日本一誇れる町になる可能性があると考えています。県や国の協力を得ながら、横瀬町ならではの横瀬町にしかできない地方創生にしっかりと取り組んで参りたいと考えています。

平成27年度は、地方創生元年となる立ち上がり重要な年度です。平成27年度中に具体的な人口ビジョンを盛り込んだ地方版総合戦略を策定し、未来を見据えて一歩ずつ力強く進んでゆきたいと思っています。

平成27年度に、あとひとつ重要なテーマがあります。

それは、町としての継続性を確保することです。私は、この1月から、町長として働かせていただいております。新しい町長として、たくさんの「新しくやりたいこと」や「変えたいこと」がありますが、一方で、これまで先輩方が築いてこられたこの町の歴史や経緯があります。横瀬町が着実に前に進んでゆくためには、自分のやりたいようになんでも強引に変えてしまえばいいということではなくて、歴史を尊重し、継続性やスピード感のバランスをとしつつ、まずは慎重にかつ着実に町政をすすめてゆくという形が望ましいと考えています。1月24日から町政をあずかる身として、それまでに積み上げられてきた予算編成方針は尊重し、継続性を考慮した上で、平成27年度予算案は編成しました。

また業務を遂行する体制につきましても、平成27年度は、継続性を重視し、大幅な組織変更は予定しておりません。平成27年度に策定する地方版総合戦略を踏まえた上で、翌平成28年度に新体制の色をより反映させた予算編成と組織づくりを実施したいと考えています。

平成27年度 重点施策

人口対策

「人口減少」に正面から向き合い、人口減少に対応するまちづくりを推進します。

●横瀬町総合戦略策定事業●〔繰越〕

目的 地方が成長する活力を取り戻し、魅力ある地方を創生することにより、人口減少の克服を目指します。

内容 人口減少の克服と横瀬町への人の流れを生み出すための「横瀬町総合戦略」「横瀬町人口ビジョン」を策定します。

総事業費 11,408千円
(国補助金 9,534千円)

●子ども・子育て支援事業●〔繰越含〕

目的 子どもや子育て世帯が安心して生活し、子育てのできるまちを目指します。

内容 「子ども・子育て支援ハンドブック」を作成・配布、多子世帯への保育料助成、学童保育室の拡大等、子育て支援施策の充実と周知を行います。

●中学校教育環境整備事業●

目的 国際理解教育の充実と、安全で安心な学校生活を確保するための環境を整備します。

内容 外国語指導助手（ALT）の派遣日数を拡大し、外国語教育の指導体制を充実させます。中学校校舎等の非構造部材の耐震化を行います。

●文化財継承事業●

目的 横瀬町の歴史ある貴重な文化財を次世代へ伝えます。

内容 フィルム等で保存されている資料について長期保存に適したデジタル化を行います。無形民俗文化財保護継承団体のパンフレット作成・配布を行います。

総事業費 17,044千円
(国補助金 1,856千円)

●消防・防災体制強化事業●

目的 災害活動能力の向上や町民の安全を確保するため消防・防災体制を強化します。

内容 消防自動車の更新や消防団員の装備の充実等を行います。総合福祉センターの避難所機能を強化するための施設整備を行います。

●農村地域防災減災事業●

目的 農業生産の維持、農業経営の安定を確保します。

内容 災害に強い農村づくりを推進するため、姿の池堤体改修に向けた実施設計調査を行います。

総事業費 100,070千円
(県補助金 6,500千円)

子育て・教育

子育て支援や教育環境を充実させ、子どもたちの明るい未来を見据えたまちづくりを推進します。

危機管理

あらゆる災害に強いまちづくりを推進します。

人にやさしく・住みやすい町

誰にとっても住みやすく、愛着の持てるまちづくりを推進します。

●見守りネットワーク推進事業●〔繰越含〕

目的 高齢者や障がい者等、誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指します。

内容 高齢者への声かけや、見守りの強化と憩いの場を創出します。精神疾患等の本人や家族に対し、電話・来所・訪問等による相談等を実施し、心の健康の保持や増進に努めます。

●スポーツ・レクリエーション活動促進事業●

目的 スポーツ・レクリエーション活動の促進によって心身ともに健康で明るく暮らせるまちを目指します。

内容 ミューズパークスポーツの森プールを町民に低料金で利用ができる、秩父市と同様の「プール利用カード」を発行し、町民の利用を促進します。

●プレミアム付商品券事業●〔繰越〕

目的 町内の消費を喚起し、活力のあるまちを目指します。

内容 横瀬町観光・産業振興協会が実施するプレミアム付商品券の発行を補助します。

総事業費 31,155千円
(国補助金 28,325千円)

●社会資本総合整備事業●

目的 交通の円滑化や町民の安全性と利便性の向上を図るため、道路や橋梁を整備します。

内容 横瀬駅南側道路、町道5号線・9号線の改築工事、上中井橋等の修繕工事を行います。

●浄水場監視システム更新事業●

目的 浄水場を一元的に管理し、安定的な給水を維持します。

内容 各浄水場の状況を的確に把握し、安定給水を行うため、老朽化した中央監視システムの更新を行います。

総事業費 512,720千円
(国補助金 255,750千円)

●横瀬町魅力アップ事業●〔繰越含〕

目的 横瀬町の魅力を高め、その魅力をPRすることで多くの方が訪れるまちを目指します。

内容 寺坂棚田の環境整備や、外国人旅行者にも配慮した案内板等を設置します。町内の観光資源をPRするため、ガイドブックや登山マップ等を更新します。

総事業費 16,200千円
(国補助金 10,195千円)

インフラ整備

安心で利便性の高いまちづくりを推進します。

観光振興

横瀬町を広くPRし、訪れたいくなる歩きたくなるまちづくりを推進します。

行政の努力と町民の協力で 健全な行財政運営を推進します

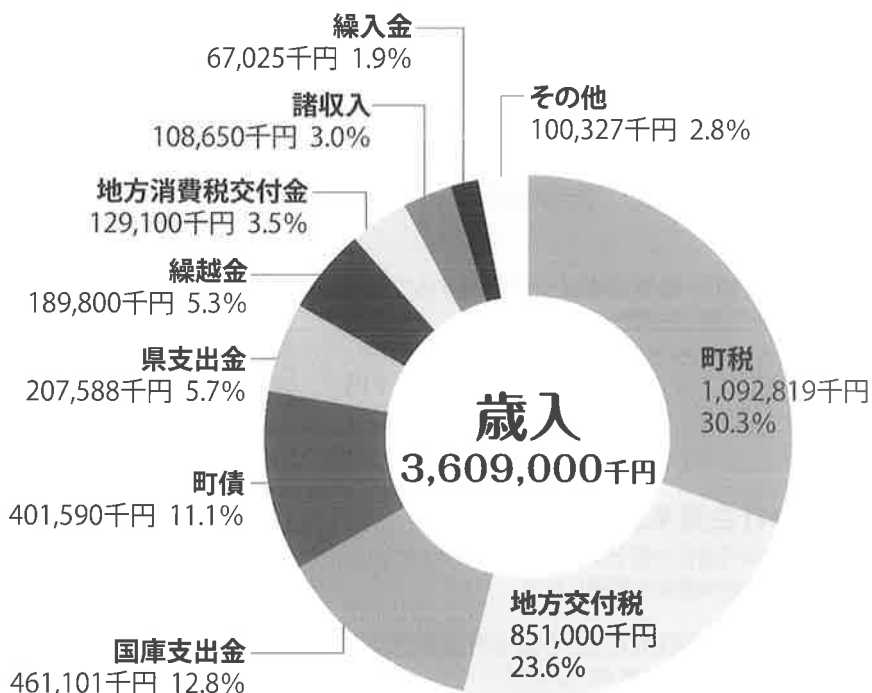
一般会計歳入歳出予算額 36億9百万円

前年度当初予算額と比較すると1億4,600万円(4.2%)の増額となりました。

歳入

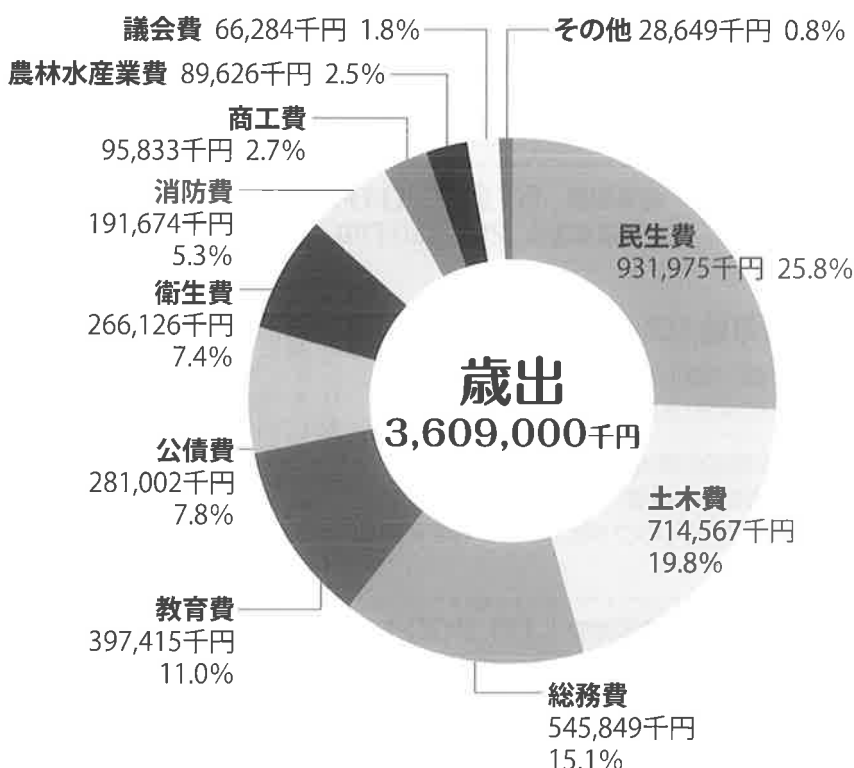
自主財源(町が自ら確保できる財源で町税、繰入金などは、15億717万9千円で歳入全体の41.8%となり、前年度より6,405万円(4.1%)の減額となりました。これは、地域の元気臨時交付金基金繰入金の減額のためです。

依存財源(自主財源以外の地方交付税、町債などは、21億182万1千円で歳入全体の58.2%となり、前年度より2億1,004万2千円(11.1%)の増額となりました。これは、市町村税が減額となる一方で、下横瀬橋拡幅補強工事等の町道整備事業に係る国庫支出金が増額となったためです。



歳出

本庁舎冷暖房設備改良事業の終了に伴い総務費が2,936万9千円(5.1%)、芦ヶ久保駅前観光トイレ整備事業などの終了に伴い商工費が1,233万9千円(11.4%)の減額になったのに対し、社会資本整備総合交付金町道整備事業の下横瀬橋拡幅補強工事などに伴い土木費が2億1,245万円(42.3%)、秩父斎場を建築するための広域市町村圏組合負担金に伴う衛生費が1,693万3千円(6.8%)の増額となっています。



特別会計予算・水道事業会計予算

平成27年度の特別会計・水道事業会計の予算をお知らせします。

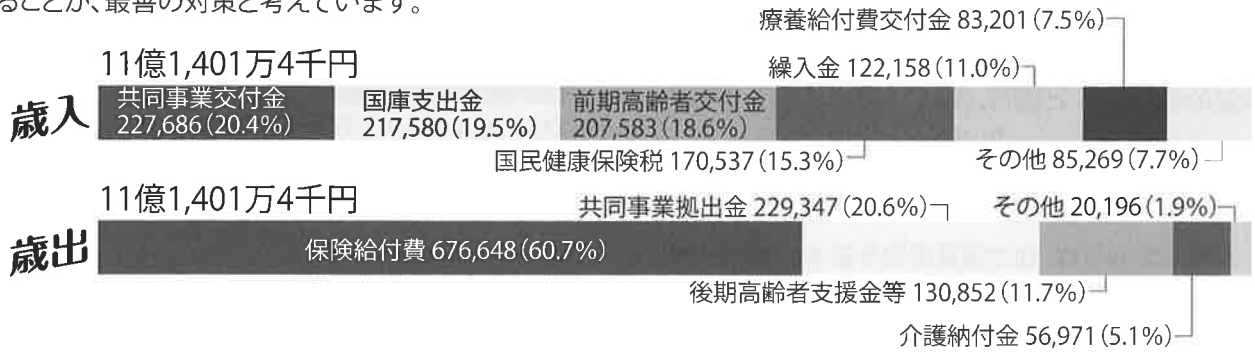
単位:千円, ()内構成比

●国民健康保険特別会計 11億1,401万4千円 (10.8%増)

前年度当初予算と比較して、1億851万8千円の増額となっています。

歳出の大部分を占めるのが保険給付費(医療費のうち自己負担分以外)で、歳出全体の60.7%を占めています。

今後も医療の高度化、受診率の増加等により、医療費が増加することが予想されますが、町民の皆さんの健康を第一に考えることが、最善の対策と考えています。



●介護保険特別会計 6億9,507万4千円 (12.9%増)

前年度当初予算と比較して、7,950万4千円の増額となっています。保険給付費は7,584万2千円(11.4%)増加となり今後も、地域支援事業等により介護予防の徹底をさらに図り、保険給付費の抑制に努めます。



●後期高齢者医療特別会計 9,815万3千円 (0.4%増)

前年度当初予算と比較して、36万2千円の増額となっています。

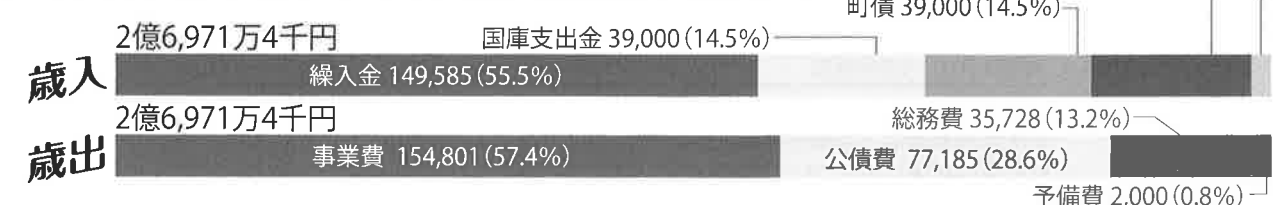
今後も堅実な保険料徴収により、介護サービスとの連携を図るなど、制度の充実に努めます。



●下水道特別会計 2億6,971万4千円 (6.0%増)

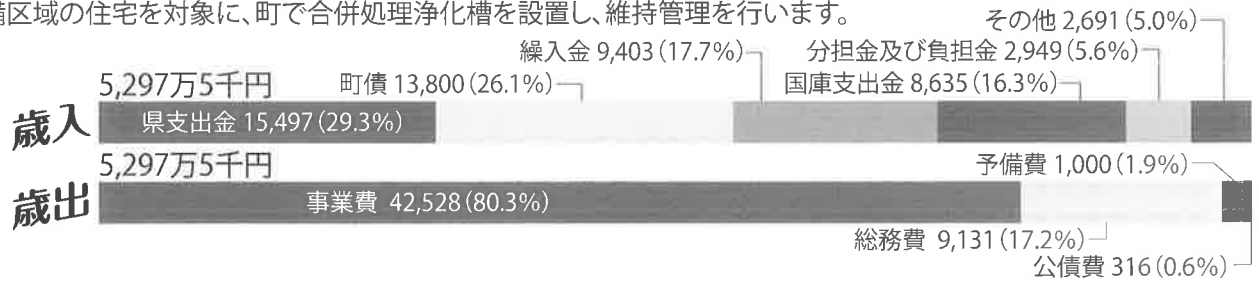
前年度当初予算と比較して、1,538万円の増額となっています。

今後も豊かな自然と快適な生活を守るため、下水道普及率の向上に努めます。



●浄化槽設置管理事業特別会計 5,297万5千円

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、併せて生活環境の保全および地域公衆衛生の向上を図るため、浄化槽整備区域の住宅を対象に、町で合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行います。



●水道事業会計

収益的収入支出 2億5,410万5千円(7.4%増)

資本的収入 7,887万9千円(25.2%減)

支出 1億4,317万7千円(51.1%減)

水道事業会計は、独立採算運営を基本に健全な経営を図りながら、清浄で良質な飲料水の安定供給に努めます。



今後の町の財政見通し

将来の財政状況を推計することにより、健全で長期的視野に立った財政運営を行うため横瀬町財政計画を策定しました。

ここでは、財政計画の中から「今後の町の財政見通し」をお知らせします。なお、詳しい内容は、役場まち経営課(2階1番窓口)または町ホームページ[<http://www.town.yokoze.saitama.jp/>]でご覧ください。

推計方法について

現下の社会情勢および経済状況において、現行財政制度と行財政改革を前提とし、平成25年度以前決算、平成26・27年度予算を基に推計しています。

| 歳入 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 単位:百万円 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 町税 | 1,125 | 1,093 | 1,095 | 1,097 | 1,098 | 1,099 | |
| 使用料及び手数料 | 29 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | |
| 財産収入 | 11 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | |
| 国県支出金 | 854 | 669 | 538 | 509 | 510 | 510 | |
| 地方交付税 | 948 | 851 | 998 | 994 | 982 | 982 | |
| 臨時財政対策債 | 184 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 | |
| 建設地方債 | 142 | 253 | 58 | 50 | 50 | 50 | |
| その他 | 649 | 560 | 513 | 495 | 504 | 461 | |
| 歳入合計 | 3,942 | 3,609 | 3,385 | 3,328 | 3,327 | 3,285 | |
| 歳出 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | |
| 人件費 | 688 | 689 | 691 | 658 | 649 | 642 | |
| 扶助費 | 345 | 362 | 362 | 362 | 362 | 362 | |
| 公債費 | 294 | 281 | 358 | 382 | 411 | 426 | |
| 普通建設事業費 | 604 | 594 | 310 | 280 | 270 | 280 | |
| うち単独事業費 | 260 | 61 | 115 | 100 | 100 | 100 | |
| 物件費 | 642 | 636 | 513 | 536 | 536 | 536 | |
| 補助費等 | 820 | 514 | 514 | 514 | 514 | 514 | |
| 繰出金 | 453 | 463 | 503 | 510 | 526 | 484 | |
| その他 | 96 | 70 | 134 | 86 | 59 | 41 | |
| 歳出合計 | 3,942 | 3,609 | 3,385 | 3,328 | 3,327 | 3,285 | |
| 参考 | | | | | | | |
| 財政調整基金を取り崩さない場合の歳入歳出差引額 | △62 | △35 | △45 | △45 | △65 | △15 | |
| 財政調整基金(預金)年度末残高 | 801 | 766 | 721 | 676 | 611 | 596 | |
| 地方債(借金)年度末残高 | 3,039 | 3,195 | 3,097 | 2,973 | 2,822 | 2,658 | |

※四捨五入の関係で一致しない箇所があります。

※平成26年度は3月議会後の予算額です。

※平成28年度以降については、あくまで財政的な現時点での見込みで、今後の財政状況および社会情勢等により見直す可能性があり、事業実施および予算を約束するものではありません。

議 会 報 告

☎ 議会事務局 ☎25-0119

平成27年第1回横瀬町議会定例会が、3月9日から12日にかけて開催されました。
審議結果は次のとおりです。

●町長提出議案

| 議案番号 | 件名 | 審議結果 |
|--------|--|------|
| 議案第1号 | 横瀬町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 横瀬町教育長の勤務時間等に関する条例 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会条例 | 原案可決 |
| 議案第4号 | 横瀬町いじめ問題専門委員会条例 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 横瀬町いじめ問題調査委員会条例 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例 | 原案可決 |
| 議案第8号 | 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 原案可決 |
| 議案第9号 | 横瀬町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第10号 | 横瀬町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第11号 | 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第12号 | 横瀬町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第13号 | 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第14号 | 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第15号 | 横瀬町町民グラウンド条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第16号 | 横瀬町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第17号 | 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第18号 | 横瀬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第19号 | 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第20号 | 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第21号 | 横瀬町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例 | 原案可決 |
| 議案第22号 | 平成26年度横瀬町一般会計補正予算(第6号) | 原案可決 |
| 議案第23号 | 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第24号 | 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第25号 | 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 議案第26号 | 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第27号 | 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第28号 | 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第29号 | 平成27年度横瀬町一般会計予算 | 原案可決 |
| 議案第30号 | 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第31号 | 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第32号 | 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第33号 | 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第34号 | 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第35号 | 平成27年度横瀬町水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第36号 | 町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事請負変更契約の締結について | 原案可決 |
| 議案第37号 | 町道5号線下横瀬橋桁架設工事請負変更契約の締結について | 原案可決 |
| 議案第38号 | 横瀬町副町長の選任について | 原案同意 |
| 議案第39号 | 横瀬町教育長の任命について | 原案同意 |
| 議案第40号 | 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について | 原案同意 |

●議員提出議案

| | | |
|-------|----------------------|------|
| 発議第1号 | 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
|-------|----------------------|------|

●陳情審査

| | | |
|-------|--------------------|-----|
| 陳情第8号 | 所得税法第56条の廃止を求める陳情書 | 不採択 |
|-------|--------------------|-----|

●請願審査

| | | |
|-------|---------------------------------|-----|
| 請願第2号 | 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願 | 不採択 |
|-------|---------------------------------|-----|

平成27年度から介護保険料が改正されます

介護保険制度は、制度施行以降、高齢者を支える制度として定着しています。

全国的にサービス利用者は増加し、介護給付費も大幅に増加している状況です。当町においても認定者数や利用者数の増加に伴い、介護給付費が平成24年度は約5億3千万円でしたが、平成26年度は約6億7千万円が見込まれています。

介護給付費の財源の半分は公費で、残りの半分が介護保険料で賄われています。介護給付費が増加すれば、必然的に介護保険料も上げなければなりません。

《参考》介護給付費の財源内訳は次のとおりです。

| | | 50%(公費) | | | 50%(保険料) | |
|-------|-----|--------------------|------------|------------|-------------------|-------------------|
| 介護給付費 | 居宅 | 国20% [+調整交付金5%] | 県 12.5% | 町 12.5% | 第1号被保険者保険料 21% | 第2号被保険者保険料 29% |
| | 施設等 | 国15% [+調整交付金5%] | 県 17.5% | 町 12.5% | 第1号被保険者保険料 21% | |

※第1号被保険者とは、横瀬町に住所を有する65歳以上の方
第2号被保険者とは、 // 40歳から64歳までの方

介護保険料は、各保険者（各市区町村）が3年ごとに介護保険事業計画を策定する中で、介護給付に要する費用等を推計し、「基準額」が見直され決められます。この「基準額」をもとに、被保険者のみなさんの所得等に応じて段階的に保険料が決められることになっています。

平成27年度からは、次の表のように改正されます。

横瀬町第6期（平成27年度から平成29年度まで）介護保険料

| 段階 | 対象者 | 年間保険料[保険料率] |
|------|---|--------------------|
| 第1段階 | ・生活保護受給の方 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給の方 ・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方 | 31,200円[基準額×0.50] |
| 第2段階 | 本人および世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が120万円以下の方 | 46,800円[基準額×0.75] |
| 第3段階 | 本人および世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が120万円を超える方 | 46,800円[基準額×0.75] |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方 | 56,100円[基準額×0.90] |
| 第5段階 | 本人が住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方 | 62,400円[基準額] |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 | 74,800円[基準額×1.20] |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方 | 81,100円[基準額×1.30] |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方 | 93,600円[基準額×1.50] |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方 | 106,000円[基準額×1.70] |

※合計所得金額とは、地方税法上の年金などの雑所得や給与所得などの合計金額のことをいいます。各所得金額は、所得の種類により、収入金額から必要経費などを差し引いて計算します。（なお、収入が年金のみの場合、年金収入から公的年金等控除額を差し引いた額が合計所得金額となります。）

※第1段階に該当する方は、平成27年度から平成28年度までの2年間は、低所得高齢者の負担軽減措置により、28,000円[基準額×0.45]になります。

☎健康づくり課 高齢者支援グループ(1階6番窓口) ☎25-0116
いきいき町民課 医療グループ(1階5番窓口) ☎25-0115

平成27年度から介護保険制度が見直されます

1 特別養護老人ホーム(特養)の重点化【平成27年4月1日施行】

原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されます。(既入所者は除く)

ただし、軽度(要介護1・2)の要介護者について、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難であると認められる場合には、特例的に入所が認められます。

2 サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用【平成27年4月1日施行】

介護保険においては、住所地の市町村が保険者となるのが原則ですが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となる仕組み(住所地特例)を設けています。

対象外であった有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」についても、住所地特例の対象となります。

また、住所地特例対象者に限り、住所地市町村の指定を受けた地域密着型サービスを使えるようになり、住所地市町村の地域支援事業も利用できることになります。

3 第1号被保険者保険料の低所得者の軽減強化【平成27年4月1日施行】

介護保険の第1号被保険者保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減強化が図られます。

(別枠公費:国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1を負担します。)

4 一定以上所得者の利用者負担の見直し【平成27年8月1日施行】

これまで一律1割に据え置いていた利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得者の自己負担割合が2割になります。

5 補足給付の見直し【平成27年8月1日施行】

施設入所等にかかる費用のうち、食費および居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入所者等については、その申請に基づき、負担限度額認定証を交付し、補足給付を支給し、負担軽減を行っていました。

福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しが行われます。

☎健康づくり課 高齢者支援グループ(1階6番窓口) ☎25-0116

民泊受入家庭登録のお願い

秩父地域では2014年春から民泊の本格的受入を開始しています。現在、民泊を修学旅行の一部として取り入れる学校が増えています。

民泊とは、一般の家庭に家族の一員として中学生または高校生が宿泊の体験をする「ホームステイ」のことです。一軒の受入人数は2~4名程度で、各受入家庭には生活体験を指導したということで指導料が支払われます。民泊では、子ども達に秩父の良さ、郷土料理、伝統文化を実感してもらうことで、出会いの楽しさのもとより、日常生活で見えなかったこと、特に親に対しての感謝やありがたみに子ども達自身が気づき、たとえ1日の民泊でも大きく成長して帰ります。また、受入側も我が家に居ながら他地域交流ができます。

秩父地域では、5月に関西方面から3校の受入が予定されています。現在の受入家庭登録数では足りず、皆さんの

ご協力がなければ受入が不可能です。

受入は難しいことではありません。まずは登録をして頂き、保健所の衛生講習と消防署の安全・救命講習を受けて頂くだけでスタートできます。自宅の改装も必要ありません。

町では、昨年末に「よこぜ民泊交流部会」を秩父郡市に先駆けて立ち上げをしました。部会では、受入の勉強会や研修会を行い部会員皆で助け合い、民泊受け入れをしています。受入にご協力いただける方は、ぜひ民泊受入家庭登録をお願いします。



☎よこぜ民泊交流部会(事務局:ブコーさん観光案内所) ☎25-0450

平成27年度人間ドックの補助について

町では、人間ドック受検者に対し、検診費の一部を補助します。補助を希望される方は、次の点に留意してお申し込みください。

※なお、人間ドックは特定健康診査および健康診査を兼ねますので、検査結果は特定保健指導に使用させていただきます。

■補助対象者

申請日および検診日において、横瀬町国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者および生活保護法による保護を受けている方で次のすべての要件を備えている方

- ①補助を受ける年度末で満35歳以上の方
- ②申請日に横瀬町に住所を有し6カ月以上居住している方
- ③申請日に国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の未納がない方

※町が実施する特定健康診査および健康診査を受診する方は補助対象外になります。

■補助金額 1人年1回 25,000円以内

※生活保護法による保護を受けている方は全額補助

☎・申込先 いきいき町民課 医療グループ(1階5番窓口) ☎25-0115

■申込開始日 4月1日(水)～

[※土・日曜日、祝日は除く]

■申込場所 いきいき町民課、芦ヶ久保出張所

■持参するもの

国民健康保険被保険者証 または
後期高齢者医療被保険者証

■指定検査機関

| 病院名 | 住所 | 連絡先 |
|-----------------|------------------|----------|
| 秩父病院 | 秩父市和泉町20 | ☎22-3023 |
| 国保町立 小鹿野中央病院 | 小鹿野町大字小鹿野 300 | ☎72-7510 |
| 秩父生協病院 | 秩父市阿保町1-11 | ☎23-1300 |
| 秩父第一病院 | 秩父市中村町2-8-14 | ☎25-0311 |
| 皆野病院 | 皆野町皆野2031-1 | ☎62-6300 |

※指定検査機関以外での受診を希望される方は、いきいき町民課までお問い合わせください。

高齢者肺炎球菌予防接種について

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。対象者は以下のとおりです。この機会を逃さないようご注意ください。

●対象者

65歳 昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
70歳 昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
75歳 昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
80歳 昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生

85歳 昭和 5年4月2日生～昭和 6年4月1日生
90歳 大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
95歳 大正 9年4月2日生～大正10年4月1日生
100歳 大正 4年4月2日生～大正 5年4月1日生

※過去に23価肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがある方は、対象外となります。

●接種期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

☎・申込先 健康づくり課(1階7番窓口) ☎25-0116

太陽光発電量情報(平成27年2月28日現在)

| スポーツ交流館 | 2月分 | 平成26年度累計 |
|--------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 発電量 | 5,234kWh | 55,441 kWh |
| CO ₂ (二酸化炭素)削減量(※1) | 2,748 kg-CO ₂ | 29,108 kg-CO ₂ |
| 一般家庭換算(※2) | 延べ524軒分 | 延べ5,545軒分 |
| 売却電力量(※3) | 1,157 kWh | 16,965 kWh |
| 売却電力額(※3) | 46,280円 | 678,600円 |
| 横瀬中学校体育館 | 2月分 | 平成26年度累計 |
| 発電量 | 2,838 kWh | 29,654 kWh |
| CO ₂ (二酸化炭素)削減量(※1) | 1,485 kg-CO ₂ | 15,534 kg-CO ₂ |
| 一般家庭換算(※2) | 延べ284軒分 | 延べ2,966軒分 |
| 売却電力量(※3) | 55 kWh | 2,926 kWh |
| 売却電力額(※3) | 1,320円 | 70,224円 |

※1 環境省・経済産業省に基づいた二酸化炭素排出係数0.525(kg-CO₂/kWh)により算定

※2 一般家庭1軒分の使用電力量は1日当たり10kWhで換算

※3 発電量のうち余剰電力は東京電力㈱へ売却

☎ まち経営課 政策グループ ☎25-0112

■横瀬町コミュニティ協議会では、各地区でペットボトルのキャップを集め、発展途上国の子どもたちの命を救うワクチン代のために活動しています。活動の趣旨をご理解いただき、町民の皆さん一人一人のご協力により、多くのキャップを回収し、子どもたちにワクチンを届けましょう! ご協力をよろしく申し上げます。

エコキャップ収集情報(平成27年2月20日現在)

| 団体名 | 累計個数 | 回収場所 |
|---------------|------------|------------------------------------|
| 根古屋コミュニティクラブ | 146,867個 | 1～3区长宅・23区旧売店 |
| 苅米コミュニティクラブ | 212,606個 | 苅米公会堂 |
| 宇根若会 | 167,789個 | 各ゴミステーション |
| 中郷コミュニティクラブ | 266,032個 | 各ゴミステーション |
| 川東コミュニティクラブ | 556,476個 | 各区長宅 |
| 川西コミュニティクラブ | 219,917個 | 15、16区集落センター 17区公会堂・17区ゴミステーション |
| 芦ヶ久保コミュニティクラブ | 76,264個 | 各区班長宅 |
| その他 | 404,878個 | |
| コミュニティクラブ合計 | 2,050,829個 | ワクチン 2434.0人分相当 |
| 横瀬町役場 | 1,230,795個 | ワクチン 1485.3人分相当 |

※いつもご協力いただきありがとうございます。

キャップはシールを剥がし、水洗いしていただきますようお願いいたします。

☎ まち経営課(横瀬町コミュニティ協議会事務局) ☎25-0112

健康を保ってイキイキ過ごす！年に1度は健診を受けましょう！

特定健康診査 ～今年度も特定健康診査を無料で実施します～

町では、特定健康診査によって、生活習慣病が発症する前段階とされている「メタボリックシンドローム」の状態にある方やその予備群の方を早期に発見し、その後、生活習慣病の発症を未然に防ぐために特定保健指導を実施しています。

■対象者

40歳から74歳までの横瀬町国民健康保険に加入の方が対象です。

※ただし、町から助成を受けて人間ドックを受ける方、妊婦および長期入院等されている方は対象になりません。

■特定健康診査の日程について

| 日 程 | | | 受付時間 |
|----------|----------|----------|----------------------|
| 7月17日(金) | 8月 7日(金) | 9月 3日(木) | 午後0時30分 ～ 午後2時 |
| 7月24日(金) | 8月11日(火) | 9月 4日(金) | |
| 7月25日(土) | / | 9月18日(金) | |
| 7月27日(月) | / | / | |
| 7月29日(水) | / | / | |

※いずれの日程も集団健診による方法で実施します。
健診会場は、「町民会館」または「総合福祉センター」です。
※後日、改めて日程別に、対象地区を設けさせていただきます。

■委託医療機関での個別健診

集団健診を受診できなかった方等を対象に、委託医療機関での個別健診を実施します。ただし、**実施期間は10月の1カ月間(開院日)のみ**となります。

※個別健診では、胸部レントゲン撮影(結核・肺がん検診)および各種がん検診を受けることはできません。

■検査項目

| 尿検査 | 血中脂質検査 | 肝機能検査 | 腎機能検査 | 貧血検査 | | 血糖検査 |
|-------------|-------------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|------------|
| ・尿糖 ・尿蛋白 | ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール | ・GOT ・GPT ・γ-GTP | ・尿素窒素 ・クレアチニン ・尿酸 | ・赤血球数 ・血色素量 ・血小板数 | ・白血球数 ・ヘマトクリット値 | ・ヘモグロビンA1c |

※その他、医師による診察や身体測定(腹囲、BMI含む)を実施します。

その他の検診

| 検診名 | 対象者 | 検診料 | 日程と会場 |
|----------|-----------------------------------|--------|--|
| 大腸がん検診 | 40歳以上の方 | 700円 | 【日程】7月17日(金)、24日(金)、25日(土)、27日(月)、29日(水)、8月7日(金)、11日(火)、9月3日(木)、4日(金)、18日(金) 【会場】総合福祉センターまたは町民会館 (*詳細は後日広報にてお知らせします) ※集団による特定健康診査と同時実施です。 |
| 肺がん検診 | | 700円 | |
| 前立腺がん検診 | 40歳以上の男性 | 500円 | |
| 肝炎ウイルス検診 | 今年度40歳になる方、および40歳以上で当検診を受けたことがない方 | 700円 | |
| 結核検診 | 65歳以上の方 | 無料 | |
| 胃がん検診 | 40歳以上の方 | 1,100円 | |
| 乳がん検診 | 40歳以上の女性(平成26年度に当検診を受診していない方) | 1,000円 | |
| 子宮頸がん検診 | 20歳以上の女性(平成26年度に当検診を受診していない方) | 800円 | |

※検診料は、70歳以上の方は全て無料です。

■申込方法

その① 世帯ごとに「平成27年度検診の申込書」を送付しますので、受診を希望される方は、申込書に「○」を記入し、ご返送ください。

※大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、結核検診は、検診日当日に申し込みを受け付けます。直接会場へお越しください。

その② 上記の申込書による締め切り以降も随時受け付けていますので、健康づくり課へ直接お申し込みください。
(※申し込まれた方には、健診前に受診券や日程等の詳細を送ります。)

問・申込先 いきいき町民課(1階5番窓口) ☎25-0115 / 健康づくり課(1階7番窓口) ☎25-0116

～全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している方へ～

協会けんぽへ加入している方は、協会けんぽが実施する特定健診を受診してください。

詳細は 協会けんぽ 埼玉支部 ☎048-658-5915 へお問い合わせください。

町民グラウンドの一部が人工芝グラウンドに変わりました

町民グラウンドの下グラウンドに人工芝を張り、夜間照明を設置する工事が平成27年3月27日に完了しました。この事業は、独立行政法人日本スポーツ振興センターから「スポーツ振興くじ助成金」の交付を受けて行ったものです。

町民グラウンドは、次のとおり利用できますので、町民のみなさまには、この機会に芝の上で体を動かし、ますます健康になっていただければと考えています。

町民グラウンドの利用については、次のとおりです。

- ①利用できる日: 12月29日から翌年1月3日までの期間を除く毎日
- ②利用できる時間: 午前8時から午後5時まで。なお、下グラウンドのみ、午後5時から消灯(午後9時)までの時間も利用できます。
- ③利用するには: 教育委員会の許可を受けてください。(少人数でジョギングやウォーキングをする場合は許可を受けなくても利用できます。)

なお、町民グラウンドの予約状況は、横瀬町ホームページの「施設予約状況」(http://www.town.yokoze.saitama.jp/commons/?page_id=16)を開くと、ご覧になれます。

- ④使用料: 利用する場合は、原則として、下の表の施設使用料および照明設備使用料(夜間利用の場合)を納付していただきます。
- ⑤施設使用料の免除: 横瀬町体育協会加盟団体、横瀬町スポーツ少年団及び教育委員会に登録している団体は、使用料の納付を免除されることがあります。

【施設使用料】

| 利用区分 | | 施設使用料 |
|----------------|---------------|--------|
| 上グラウンド (全面) | 午前(午前8時～正午) | 5,000円 |
| | 午後(午後1時～午後5時) | 5,000円 |
| 下グラウンド (全面) | 午前(午前8時～正午) | 5,000円 |
| | 午後(午後1時～午後5時) | 5,000円 |
| | 夜間(午後5時～午後9時) | 5,000円 |
| 下グラウンド (半面) | 午前(午前8時～正午) | 3,000円 |
| | 午後(午後1時～午後5時) | 3,000円 |
| | 夜間(午後5時～午後9時) | 3,000円 |

【照明設備使用料】

夜間(17:00～21:00)に利用する場合の照明設備使用料

| 利用区分 | | 照明設備使用料 |
|--------|----------------|---------|
| 下グラウンド | 4月から同年9月までの期間 | 1,000円 |
| | 10月から翌年3月までの期間 | 2,000円 |

※施設使用料および照明設備使用料ともに、利用者の過半数が町民以外の場合は、各利用区分の使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した金額とします。



私たちはTOTO助成を受けています。 FOR ALL SPORTS OF JAPAN

☎申込先 教育委員会 生涯学習グループ ☎25-0118

ぶらり よこぜ歩楽～里ウォーキング参加者募集 参加費 無料

平成27年度は、「歩くことが楽しいと思えるきっかけづくり」、季節に応じたテーマをもとに毎月1回歩きます。たくさんの方のご参加をお待ちしています!(8、9月は猛暑のため休止します)

対象 医師から運動制限を受けていない町民

日程・内容・場所

| 日程 | テーマ | 集合場所 | 時間 |
|------|---|-------------------------------|------------------------------|
| 第1回※ | 4月17日(金) 健康ウォーキング～ウォーキング入門編～ | うららかよこぜミュージックガーデン (旧役場庁舎跡) | 午前10時～正午 (受付:午前9時50分～) |
| 第2回 | 5月29日(金) 札所ウォーキング | 旧芦ヶ久保小学校 | |
| 第3回※ | 6月12日(金) あじさいウォーキング ～雨の日にハネ上げしない歩き方～ | | |
| 第4回 | 7月3日(金) 新緑ウォーキング | うららかよこぜミュージックガーデン (旧役場庁舎跡) | 午後1時30分～ 3時頃(受付:午後1時20分～) |
| 第5回 | 10月2日(金) 彼岸花ウォーキング | | |
| 第6回※ | 11月6日(金) 秋のいろどりウォーキング ～冬のウォーキングに向けて～ | 旧芦ヶ久保小学校 | |
| 第7回 | 12月11日(金) 師走ウォーキング | | |
| 第8回※ | 1月15日(金) 新春氷柱ウォーキング ～雪の日に転倒しない歩き方～ | うららかよこぜミュージックガーデン (旧役場庁舎跡) | |
| 第9回 | 2月5日(金) よこぜ里山ウォーキング | | |
| 第10回 | 3月11日(金) 春のうららかウォーキング | | |

※印のある第1回・第3回・第6回・第8回は運動指導士から歩き方やウォーキングの前後に行うストレッチ指導が受けられます。

服装・持ち物等

- ・運動のできる服装や運動靴でお越しくください。
- ・汗ふきタオルや水分は各自でご持参ください。

申し込み方法

参加される場合は、初回参加日の1週間前までに、健康づくり課までご連絡ください。(1回のみ参加も可能です。)

◎雨天時は総合福祉センターで体操などを行います。

☎申込先 健康づくり課(1階7番窓口) ☎25-0116

秩父都市彩の国21世紀郷土かるた大会に出場しました

2月8日(日)第21回秩父都市彩の国21世紀郷土かるた大会が、埼玉県子ども会育成連絡協議会秩父支部主催により、長瀬町中央公民館において開催されました。横瀬町からは、宇根2チーム、山びこ、根古屋の4チームが代表して、団体戦と個人戦に出場しました。

結果は、団体戦で決勝リーグに3チームが勝ち進み、横瀬町B(宇根)が優勝し、横瀬町A(山びこ)が準優勝を収めました。個人戦では、2人が決勝リーグに進み、山びこ代表の選手が3位となりました。今年は、横瀬町の子ども達の頑張りが実る、素晴らしい大会でした。(寄稿:横瀬町子ども会連絡協議会会長 町田 秀則)



秩父人形サミットを開催

3月1日(日)、皆野町文化会館を会場に「秩父人形サミット2015 in みなの」が開催されました。秩父に伝わる人形芝居3団体(横瀬の人形芝居・白久の串人形芝居・出牛人形浄瑠璃)が一堂に会し、当日は、大勢の観覧者を前に日頃の練習の成果を披露しました。



国道299号吾野トンネル 開通しました!

3月7日(土)国道299号吾野トンネル完成記念式典が行われました。

飯能方面から秩父地域を結ぶ飯能市長沢地区から井上地区間では、西武鉄道高架下の道路幅員が狭く車のすれ違いが危険な状態でした。

このバイパスの開通により、すれ違い困難箇所が解消され、安全でスムーズに通行できるようになりました。



スポーツ少年団で運動適性テストを実施しました

横瀬町スポーツ少年団では、3月8日(日)にスポーツ交流館を会場として、団員を対象とした運動適性テストを実施しました。このテストは、いろいろな運動の基礎となる行動体力を総合的に測定するためのもので、参加した98名の団員たちは、日々の練習により成長している体でカー杯5つの種目に取り組みました。また、スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者・育成母集団の方々も測定員を務め、準備から片付けまで協力していただきました。

また当日は、平成26年度横瀬町スポーツ少年団本部表彰の表彰式も行われ、4名の団員が優秀団員賞を受賞されました。



ランドセルカバー贈呈式が行われました!

3月13日(金)、秩父警察署において秩父地方交通安全協会主催の「ランドセルカバー贈呈式」が行われました。

横瀬町から新1年生を代表して2名の児童が出席し、黄色のランドセルカバーをいただきました。この黄色のランドセルカバーは、小学校に入学する児童に配布され、交通安全の目印になっています。

新入学児童は、まだまだ交通ルールに不慣れです。地域での見守りをお願いします。また、ドライバーの皆様も思いやりのある運転を心がけ、交通事故のない安全なまちづくりにご協力ください。



4月26日日は 横瀬町議会議員一般選挙の投票日

- 告示日(立候補届出日) 4月21日(火)
- 投票 4月26日(日)午前7時～午後8時まで
各投票所で投票できます。
- 期日前投票(投票日に投票できない方)
4月22日(水)～25日(土)午前8時30分～午後8時まで
期日前投票所(横瀬町役場)で投票できます。

【期日前投票】

投票日に仕事や旅行などの予定のある方が、投票日の前にあらかじめ投票日と同じように投票できる制度です。

【投票所入場券】

投票所入場券は切りはなして、投票所にお持ちください。なお、期日前投票を行う方は、入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入の上お持ちください。

☎ 横瀬町選挙管理委員会 ☎25-0111

4月12日日は 埼玉県議会議員一般選挙の投票日

- 告示日 4月3日(金)
- 投票 4月12日(日)午前7時～午後8時まで
各投票所で投票できます。
- 期日前投票(投票日に投票できない方)
4月4日(土)～11日(土)午前8時30分～午後8時まで
期日前投票所(横瀬町役場)で投票できます。

消防団員募集

～大切なまち、守りたい人がいます～

町では、災害から住民の生命と財産を守るため、消防団員を募集していません。「地域のために何かしてみたい」「人の役に立つことをしてみたい」と思っている方々をお待ちしています。

消防団とは?

消防団は、市町村が設置する消防機関で、消防署と協力して消防活動を行います。一人一人がそれぞれの仕事をもちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、様々な活動を行っています。

消火活動や救助活動だけでなく、災害を起こさないための火災予防や防災啓発など、地域の安心と安全を守るために、あなたにもできることがあります。

■入団資格

町内に居住又は勤務している方で、年齢が18歳以上の健康な方

■入団後の待遇

特別職の地方公務員として、一定の金額の報酬が支給されると共に、災害や訓練に出場した場合に手当が支給されます。

また、活動中に負傷した場合等には補償制度があり、5年以上勤務すると退職金も支給されます。



☎・申込先
消防団について、もっと知りたい方や、消防団員になりたい人は、
地元の消防団 もしくは
総務課 ☎25-0111 までご連絡ください。

ごみ収集日程

4月(5月上旬)

| 可燃 | 指定袋(緑色) | 4月1・4・8・11・15・18・22・25・29日 | | 5月2・6・9・13日 | | |
|----|---------|----------------------------|-----------|-------------|--------|--|
| 不燃 | 指定袋(黄色) | 川西 中郷 宇根 | | | 4月 25日 | |
| | | 川東 苅米 | | | 4月 28日 | |
| | | 根古屋 芦ヶ久保 | | | 4月 27日 | |
| 資源 | 紙・布類 | 川西 中郷 宇根 根古屋 芦ヶ久保 | 4月 4・18日 | 5月 9日 | | |
| | | 川東 苅米 | 4月 6・20日 | 5月 8日 | | |
| | カン・びん | 川西 中郷 宇根 | 4月 13・27日 | | 5月 15日 | |
| | | 川東 苅米 根古屋 芦ヶ久保 | 4月 11・25日 | | 5月 14日 | |
| | ペットボトル | 川西 中郷 宇根 | 4月 9・23日 | | 5月 12日 | |
| | | 川東 苅米 根古屋 芦ヶ久保 | 4月 10・24日 | | 5月 13日 | |

クリーンサンデー

毎月第3日曜日は「クリーンサンデー」ですので、一般家庭ごみに限り直接持ち込みができます。

詳しくは、役場振興課(☎25-0114)、秩父広域市町村圏組合業務課(☎23-2489)へ問い合わせをしてください。

ごみは、収集日当日の朝8時までに
必ず出してください。

収集した後にごみを出されると、ごみ収集場所の周辺の方にご迷惑をおかけすることになります。お互いにルールを守って、環境美化にご協力ください。

パソコンに突然出た警告表示は有料ソフトの広告かも？

「パソコンの性能が低下しています。ソフトをダウンロードすればパソコンの動作が速くなります」「あなたのパソコンを点検した結果、ウイルスが見つかりました。駆除するには、今すぐダウンロード」などといった、パソコンの画面に使用中のパソコンの危険などを知らせる警告表示が突然現れることがあります。これらは、本当の危険を知らせるものとは限りません。消費者の不安をあおって、有料ソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性があります。

【消費者へのアドバイス】

- ①突然警告表示が出ても、信頼できるものかどうか分からない場合は、クリックしないようにしましょう。
- ②ウイルス対策ソフトなどを購入するときは、複数の製品を比較検討しましょう。ソフトの問い合わせ先が外国の場合、日本語で問い合わせができる窓口の有無も判断材料の一つです。
- ③購入に当たっては、料金や契約の有効期間、更新の有無などを確認しましょう。
- ④警告表示が出るのは、消費者がパソコンのOS(基本ソフト)などを最新でない状態のまま使用していることも原因の一つです。OSなどの自動更新機能を活用して常に最新の状態に保ちましょう。
- ⑤困った時は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

河川水質調査結果の公表

町では、河川の水質を確認するため、河川水質調査を毎年6回実施しています。

平成26年度に実施した調査の結果は、下表のとおりです。

横瀬川の水質について、埼玉県が指定している環境基準は、A類型(6等級のうち水質のよい方から2番目)です。この基準は、ヤマメやイワナが生息し、水浴びができる水質の河川をいいます。

調査地点の中では、木の間沢のpH値及び六番沢のBOD値が基準を超えていますが、町内における横瀬川最下流地点では、すべてA類型の環境基準値内に入っています。

河川の汚濁原因のひとつに、私たちが日常生活で排出している生活排水があります。

町では、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めていますが、ご家庭でも、食用油を下水道や浄化槽に流さない工夫をするなど、生活排水の浄化に心がけてください。

平成26年度 河川水質調査結果

(数値は年間平均値)

| 調査箇所 | 項目 | 水素イオン濃度(pH) | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 浮遊物質(SS) | 溶存酸素量(DO) |
|----------------|----------|-------------|-----------------|----------|-----------|
| | 基準値(A類型) | 6.5以上8.5以下 | 2mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 |
| 横瀬川(焼山沢合流点下流) | | 7.5 | <0.5 | 1.0 | 10.8 |
| 生川(柳生橋下) | | 7.9 | 0.5 | 2.8 | 11.1 |
| 六番沢(横瀬川合流点付近) | | 8.4 | 4.7 | 1.7 | 11.3 |
| 木の間沢(横瀬川合流点付近) | | 9.3 | 1.5 | 2.0 | 14.3 |
| 兔沢(兔沢橋下) | | 8.4 | 1.1 | 1.3 | 11.2 |
| 大堀川(横瀬川合流点付近) | | 8.2 | 1.8 | 2.7 | 10.2 |
| 横瀬川(秩父市境) | | 8.1 | 0.9 | 1.2 | 10.7 |

用語等解説

水質環境基準 河川等の水質について、人の健康を保護し、生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準として定められたもの。AAからEまでの6類型に区分され、それぞれ基準値が定められています。

水素イオン濃度(pH) 水が酸性かアルカリ性を示す指数です。pH値7が中性で、7より数値が小さいほど酸性が強くなり、7より数値が大きいほどアルカリ性が強くなります。

生物化学的酸素要求量(BOD) 水中の微生物は、酸素を取り込み、有機物を分解して気体にする事で水をきれいにします。BODはこの時に必要な酸素の量で、この数値が大きいほど水中の有機物が多く水は汚れています。

浮遊物質(SS) 水中に浮遊している物質の量のこと。数値が大きいほど水が濁っていることを表します。

溶存酸素量(DO) 大気中から水に溶け込んでいる酸素量のこと。この数値が大きいほど良好な水質といえます。一般に、河川などで悪臭が発生しないためには、2mg/ℓ以上のDOが、また、魚介類が生存するためには3mg/ℓ以上のDOが必要といわれています。

平成27年度 横瀬町補助金・助成金一覧表

町民の皆さんに、通年で申請の受け付けを行っている町の補助金等をお知らせします。掲載してある内容は概略ですので、申請方法など詳しくは担当課へお問い合わせください。

申請書は、担当窓口で入手するほか、町ホームページ(<http://www.town.yokoze.saitama.jp/>)からもダウンロードできます。

| 担当課 | 補助金等の種類 | 内容・対象 | 補助額 | 対象者 |
|--------|---------------------|---|--|--|
| 総務課 | チャイルドシート購入費補助金 | チャイルドシートを購入した保護者に対し、子ども1人につき1台を限度に補助金を交付 | チャイルドシート1台につき購入価格の1/2以内 ※限度額1万円。100円未満の端数切捨て | 町内に住所があり、出生届出済証明を受けているお子さんをお持ちの保護者の方で、申請日前3ヶ月以内にチャイルドシートを購入した方 |
| 総務課 | 新婚世帯家賃補助金 | 横瀬町内の民間賃貸住宅(2親等以内の親族所有の住宅や公営住宅、社宅等を除く)に居住する新婚世帯に家賃の一部を補助 | 家賃額(夫婦の勤務先等で住宅手当や補助がある場合、家賃からその額を控除した残額)の1/2 ※月額1万円を限度とし、100円未満の端数切捨て ※補助期間は申請の翌月から12ヶ月間 ※補助金の支払は年2回(9月・3月) | ・婚姻の届出日が申請日において2年未満 ・申請日の属する年度末日において、夫婦いずれも40歳未満 ・婚姻または転居(転入)の届出日が申請日から3ヶ月以内 ・町税等の未納がないこと |
| まち経営課 | 地域パワーアップ助成金 | 地域づくり団体が自発的、主体的に取り組む公益的な活動に対し助成 | 1団体につき1事業 対象活動に直接要する経費(原則、限度額50万円) | 町民が主体となり、町内を活動拠点として継続的に地域づくり活動を行う団体 |
| 健康づくり課 | マイ・エンゼル支援事業助成金 | 不妊治療を受けている夫婦に医療費の一部を助成 | 不妊治療に要した検査治療、投薬等で自己負担分の1/2(限度額5万円) | 町内に1年以上住所があり、不妊治療を行っている夫婦 |
| 健康づくり課 | 出産祝い金 | 子の誕生日において横瀬町に住民登録された方で、引き続き6カ月以上住所がある父母または養育する方に祝い金を支給 | 1子につき3万円 | 申請日において町税の滞納がない方 ※申請期間は誕生日から1年以内 |
| 健康づくり課 | 紙おむつ用ごみ袋の支給事業 | 紙おむつ排出用に秩父広域市町村圏組合の有料指定ごみ袋を支給 | 支給対象者1人につき中型袋を月に5枚(年間60枚以内) | 町内に住所がある、3歳未満の乳幼児または横瀬町紙おむつ給付事業による支給対象者 |
| 健康づくり課 | ねたきり高齢者等手当支給事業 | ねたきり高齢者および重度の認知症高齢者に手当を支給 | 1人当たり月額5千円 ※支給時期:毎年4・8・12月の3期にそれぞれ前月までの分を支給 ※認定調査あり | 町内に住所がある65歳以上の高齢者で、疾病等により、常時臥床の状態あるいは準ずる状態にあるか、または重度の認知症でその状態が6カ月以上継続している方で介護保険施設等に入所していない方 |
| 振興課 | 家庭用LED照明器具等購入費補助金 | 家庭用LED照明(電球、器具等)の購入費用の一部を補助 | 購入費用の1/2以内(限度額5千円) ※補助金相当額を横瀬町観光・産業振興協会「商品券」で交付 | 町内に住所があり、町税等の未納がない世帯(過去に補助金の交付を受けていない世帯に限る) |
| 振興課 | 事業所用太陽光発電システム設置費補助金 | 太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kw以上のものを電力会社の配電線と連系して設置した事業所に対し補助 | 太陽電池出力1kw当たり2万5千円に太陽電池モジュールの公称最大出力値を乗じた額(限度額40万円) | 町内に太陽光発電システムを設置した事業所で、町税に滞納のない方 |
| 振興課 | 特産物等開発補助金 | 原材料を町内等で入手できる加工品や加工技術または加工方法を新たに開発するもの、または町内で栽培または加工するものに対し補助 | 限度額30万円 ※審査あり | 町内に住所がある個人・グループ・企業・団体 |
| 振興課 | 新規創業支援補助金 | 起業するために町内に事業所を設置した中小企業者に対し、建物維持に要する経費の一部を補助※最大3年度間補助 | ①新築・増改築の場合:年間固定資産税相当額(限度額50万円) ②賃借の場合:年間賃料の10%相当額(上限20万円) | 町内に事業所を有し、町税に滞納のない中小企業者 |
| 振興課 | 経営革新計画承認奨励補助金 | 経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対し、補助金を交付 | 5万円 | 町内に事業所を有し、町税に滞納のない中小企業者 |
| 振興課 | 国際規格認証取得事業補助金 | 国際規格(ISO9000シリーズ・ISO14000シリーズ)の認証取得に要した経費に対し、補助金を交付 | 国際規格の新規登録を受ける際に直接要した経費の1/2以内(上限80万円) | 町内に事業所を有し、町税に滞納のない中小企業者 |

| 担当課 | 補助金等の種類 | 内容・対象 | 補助額 | 対象者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|--|---|----|----|----|-----|-----|-------|--------|--------|--------|----------------------|------|------|------|------------------|------|------|------|-----|-----------------------------------|--|--|--|-----|---|--|--|--|---|
| 振興課 | 使用済みてんぷら油回収事業 | 家庭で使用した植物性の食用油(サラダ油・コーン油・ごま油・なたね油・大豆油・オリーブ油等)の回収 | 廃食用油1リットル当たり1円を支払う ※印鑑持参 | 町民 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設課 | 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 住宅用太陽光発電システムを設置した町内に居住または居住予定の一戸建ての住宅と併用住宅に対し補助金を交付 | 太陽電池出力1KW当たり2万5千円(限度額7万5千円) | 対象の住宅に居住または居住予定で、町税の未納がないこと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設課 | 木造住宅耐震診断・耐震改修補助金 | ①耐震診断:町内にある一戸建て(2階以下)木造または木造併用住宅で昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②耐震改修:①の結果、上部構造評点等が1.0未満または地盤や基礎が安全でないとして診断されたもの | ①耐震診断に要した費用の額の1/2(限度額5万円) ②耐震改修に要した費用の額の1/3(限度額20万円) | 町内に住所があり、対象の木造住宅に居住している所有者またはその方の2親等以内の親族 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設課 | 住宅リフォーム補助金 | 町内にある一戸建てまたは併用住宅および昭和56年5月31日以前に着工されたもので、耐震診断の結果が耐震性不十分と診断され耐震改修を同時に行う場合に要した費用の一部を補助 | リフォームに要した費用の1/10(限度額10万円) | ・町内に住所があり、対象の住宅に居住している所有者またはその方の2親等以内の親族 ・町税、水道料金、下水道使用料金等の未納がないこと ・対象となるリフォームで町その他の補助制度を受けていないこと ※その他補助対象となる要件あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設課 | 排水路整備事業補助金 | 地域住民が整備する排水路に要する費用の一部を補助 | 1排水路につき1回限り 補助対象経費から10万円を控除した残額の1/2以内(限度額100万円) | 町民世帯が2戸以上で共同整備する幹線となる排水路 ※横瀬町開発行為に関する指導要綱に定める開発行為により築造された排水路は対象外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設課 | 私道整備事業補助金 | 一般私人が所有管理している私道を利用する町民が舗装や側溝整備工事に要する経費に対し補助金を交付 | 1私道につき1回限り 補助対象経費から10万円を控除した残額の1/2以内(限度額100万円) | ・生活道路として一般に使われているもの ・道路幅員が3.0m以上であるもの ・公道に両端または一端が接する、道路延長10m以上であるもの ・接続先の公道がすでに舗装してあるものまたは年度中に舗装予定であるもの ・道路築造後5年以上経過しているもの ・私道を常時利用する町民世帯が2戸以上であるもの ※横瀬町開発行為に関する指導要綱に定める開発行為により築造された道路は対象外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上下水道課 | 浄化槽設置整備補助金 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置工事に要する経費に対し補助金を交付 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人槽</th> <th>5人</th> <th>7人</th> <th>10人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設置費</td> <td>普通浄化槽</td> <td>38万9千円</td> <td>45万2千円</td> <td>57万1千円</td> </tr> <tr> <td>高度処理型浄化槽(窒素またはリン除去型)</td> <td>42万円</td> <td>47万円</td> <td>58万円</td> </tr> <tr> <td>高度処理型浄化槽(BOD除去型)</td> <td>53万円</td> <td>71万円</td> <td>99万円</td> </tr> <tr> <td>処分費</td> <td colspan="4">単独処理浄化槽および汲み取り槽の撤去費用分 (限度額6万円)</td> </tr> <tr> <td>配管費</td> <td colspan="4">単独処理浄化槽および汲み取り槽から合併浄化槽に入れ替えた場合の敷地内の撤去費用分 (限度額10万円)</td> </tr> </tbody> </table> | | 人槽 | 5人 | 7人 | 10人 | 設置費 | 普通浄化槽 | 38万9千円 | 45万2千円 | 57万1千円 | 高度処理型浄化槽(窒素またはリン除去型) | 42万円 | 47万円 | 58万円 | 高度処理型浄化槽(BOD除去型) | 53万円 | 71万円 | 99万円 | 処分費 | 単独処理浄化槽および汲み取り槽の撤去費用分 (限度額6万円) | | | | 配管費 | 単独処理浄化槽および汲み取り槽から合併浄化槽に入れ替えた場合の敷地内の撤去費用分 (限度額10万円) | | | | 下水道計画区域内の方 ※下水道計画区域とは将来下水道を整備する予定の区域(下水道整備することが具体的に事業決定されていない区域)をさします。主に14区が対象となります。 |
| | 人槽 | 5人 | 7人 | 10人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置費 | 普通浄化槽 | 38万9千円 | 45万2千円 | 57万1千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高度処理型浄化槽(窒素またはリン除去型) | 42万円 | 47万円 | 58万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高度処理型浄化槽(BOD除去型) | 53万円 | 71万円 | 99万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処分費 | 単独処理浄化槽および汲み取り槽の撤去費用分 (限度額6万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配管費 | 単独処理浄化槽および汲み取り槽から合併浄化槽に入れ替えた場合の敷地内の撤去費用分 (限度額10万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町民会館 | 音楽によるまちづくり推進補助金 | 町内の公共施設でコンサート活動を行う団体に対し予算の範囲内で補助金を交付 | 対象活動に直接要する経費(限度額10万円) | 埼玉県内に住所がある20人以上で構成する団体が企画運営し町内の公共施設で実施するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

報 掲 示 板

広報よこぜへの広告の募集

会社やお店の広告を考えている方、広報よこぜの広告欄を使って宣伝をしてみませんか。

申請者の資格 横瀬町内に住所または事業所を有する方

掲載場所 広報よこぜの最終ページの前2ページ下段の4区画とし、1申請者1区画とします。ただし、隣り合う2区画を1つの広告として申し込むこともできます。

広告掲載料 1区画 5,000円(縦60ミリメートル横80ミリメートル)

申込方法 広告掲載申込書に掲載しようとする原稿を添えて、掲載希望月の前月1日までにまち経営課へ申し込んでください。

☎・申込先 まち経営課 秘書広報担当(2階1番窓口)
☎25-0112

横瀬町ホームページへのバナー広告の募集

掲載場所 町ホームページのトップページのバナー広告欄

規格 縦50ピクセル×横150ピクセル(GIF・JPEG・PNG形式、データ容量5KB以内)

※バナー広告の原稿作成および費用は、広告主の負担となります。

掲載期間 1カ月から最長12カ月

掲載料 1枠1カ月 8,000円

※広告掲載料は一括前納となります。

申込方法 広告掲載申込書に広告データを添えて、まち経営課へ申し込んでください。

☎・申込先 まち経営課 秘書広報担当(2階1番窓口)
☎25-0112

プレミアム付商品券発売に伴う協賛店の募集について

町では、町内の消費喚起策として、プレミアム付商品券を発売することとなりました。

商品券使用可能店としてご協力いただける町内の協賛店を募集しますので、協賛いただける店舗等は、4月24日(金)までに振興課までご連絡ください。なお、横瀬町観光・産業振興協会、食品環境衛生協会横瀬支部会員事業所には別途協賛店募集のご案内を送付します。

協賛店要件 一般消費者が商品・サービスを購入できる、横瀬町内の店舗・事務所等

発売 平成27年6月頃予定

発行総額 1億2,000万円分を予定

内容 1セット(額面1,000円券×12枚)を1万円で販売(20%のプレミアム付)

有効期間 発売日より6カ月間

※商品券発売についての詳細は、5月に毎戸配付チラシにて周知します

☎ 振興課 産業・環境グループ(2階5番窓口)
☎25-0114

町民ハイキング参加者募集～「上高地」～

日時 5月31日(日)

場所 上高地(長野県松本市)

対象 一般町民

参加費 3,000円

募集人員 40名(定員になり次第締切ります)

申込期間 4月20日(月)から24日(金)までに参加費を添えて教育委員会へ

出発時間・場所 午前4時30分 横瀬町町民会館駐車場

☎ 教育委員会 生涯学習グループ(2階1番窓口)

☎25-0118

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

平成27年度の固定資産税を課税するに当たり、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧できる方

町内に土地又は家屋を有する固定資産税の納税者

縦覧期間および時間 4月1日(水)～6月1日(月)

午前8時30分～午後5時15分[土・日・祝日を除く]

場所 横瀬町役場税務課

☎ 税務課 資産税グループ(1階3番窓口)

☎25-0113

横瀬町感謝状の進呈について

多年にわたり(おおむね10年以上)地域活動の推進に寄与し、地方自治の発展に功績があった方等に、町長が感謝状を贈りますので、団体の代表者の方は、該当者をご推薦ください。なお、受付は随時行っています。

☎・申込先 まち経営課 秘書広報担当(2階1番窓口)

☎25-0112

ヨガ教室・社交ダンス教室 参加者募集

高齢者の健康づくりの一環として行っています。

日時 毎月1回

ヨガ:第3水曜日 午前10時～11時30分

社交ダンス:第2金曜日 午前10時～正午

場所 横瀬町総合福祉センター

対象 おおむね60歳以上の方

募集人員 ヨガ 40名 社交ダンス 20名 ※先着順

☎・申込先 健康づくり課 高齢者支援グループ

(1階6番窓口) ☎25-0116

後援等承認の基準が変わります

平成27年4月から、横瀬町の後援等を受けることができる行事は、国、他の地方公共団体、公益法人その他団体が主催するもののみとなります。個人が主催する行事については、原則として後援等が認められなくなります。

☎・申込先 まち経営課 秘書広報担当(2階1番窓口)

☎25-0112

平成27年度国税専門官採用試験について

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。

受験資格

- 昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの者
- 平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - ①大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

申込方法 【原則】インターネット(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

試験日 第1次試験日 6月7日(日)
第2次試験日 7月14日(火)～7月22日(水)

のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

問 インターネット申込みに関する問合せ

人事院 人材局 試験課
☎03-3581-5311内線2332

上記以外の問合せ

関東信越国税局 人事第二課 試験係
☎048-600-3111内線2097

パブリックコメント結果の公表

パブリックコメントを実施した案件に対する皆さんからの意見についてお知らせします。

第2次健康よこぜ21プラン(健康増進計画・食育推進計画)(案)

| | |
|--------|------------------|
| 意見募集期間 | 平成27年1月26日～2月23日 |
| 意見件数 | 0件 |
| 結果公表場所 | 町ホームページ、健康づくり課窓口 |

横瀬町子ども・子育て支援事業計画(案)

| | |
|--------|------------------|
| 意見募集期間 | 平成27年2月9日～3月9日 |
| 意見件数 | 0件 |
| 結果公表場所 | 町ホームページ、健康づくり課窓口 |

問 健康づくり課 子育て支援グループ (1階7番窓口) ☎25-0116

横瀬町浄化槽設置管理事業について

合併処理浄化槽の普及は横瀬の水質を守ることに繋がります。ぜひこの機会に、制度の活用をご検討ください。

- ①個人で浄化槽設置する場合と比較し、少額で浄化槽を設置できます。
- ②設置後の維持管理等を町が実施。使用者の負担が軽減されます。
- ③既設の合併処理浄化槽を町へ寄付できる帰属制度があります。

| 人槽 | 新設・転換(月額) | 帰属(月額) |
|------|-----------|--------|
| 5人槽 | 3,456円 | 2,592円 |
| 7人槽 | 4,320円 | 3,132円 |
| 10人槽 | 5,184円 | 3,888円 |

※浄化槽使用料には、維持管理費、清掃費、法定検査受検料、修繕料が含まれています。

問 上下水道課 下水道グループ ☎23-4133

建築行為に係る後退用地を買い取ります

町では、安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図るため、「横瀬町建築行為に係る後退用地等整備要綱」を制定しています。

これは、建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の町道に接する敷地に建築物を建築する際、法律で定められた後退用地と後退用地内の工作物を一定の基準に基づいて買収・補償する制度です。

希望される場合は、建築確認申請の前に建設課までご相談ください。

※既に、建築確認を受けて建築済の場合でも、後退用地の買い取りを希望される場合はご相談ください。

問 建設課 計画・管理グループ(1階8番窓口)
☎25-0117

小学校入学祝い金事業の申請を受け付けます

小学校入学祝い金事業は、小学校等に入学する際に、入学時における家庭の経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的としています。

支給対象者 横瀬町に住所があり、引き続き町内に居住見込みで、次のいずれにも該当する方

①小学校または特別支援学校小学部に入学する児童を養育している方

②申請日において町税に滞納がない方

受付期間 4月6日(月)～5月8日(金)

※土・日曜日・祝日を除く、火・木曜日の窓口延長はありません
申請に必要なもの 横瀬町小学校等入学祝い金支給申請書(該当予定者に送付済み)・印鑑

祝い金の額 児童1人につき横瀬町観光・産業振興協会の商品券1万円分

問・支給窓口 健康づくり課 子育て支援グループ
(1階7番窓口) ☎25-0116

紙おむつ用ごみ袋の支給を行っています

平成27年度の少子高齢化対策として、紙おむつ排出用に秩父広域市町村圏組合の有料指定ごみ袋を支給します。

支給対象者 横瀬町に住所を有する次のいずれかに該当する方

①3歳未満の乳幼児

②横瀬町紙おむつ給付事業による支給対象者

申請・支給に必要なもの

①に該当する方は、母子健康手帳を提示して下さい。

②に該当する方は、対象者との関係がわかるものをご持参ください。

支給枚数 支給対象者1人につき中型袋を月に5枚とし、年間60枚以内です。

問・支給窓口 健康づくり課 子育て支援グループ
(1階7番窓口) ☎25-0116

まんぼう通信 ~まなんであそぼう~

(平成27年度上半期 横瀬町主催事業一覧)

町民の皆さんが明るく楽しい生活を送り、横瀬町が元気になるために、町では各種主催事業を行っています。「まんぼう通信」として、4月から9月までに町が主催する予定の事業を一覧表にしました。なお、事業については現時点での予定です。実施時期や内容については変更する場合がありますのでご了承ください。

また、役場、若ケ久保出張所、町民会館、図書館、保育所、児童館、総合福祉センターの玄関ロビーに主催事業お知らせ用の「まんぼう掲示板」が設置しております。各施設にお立ち寄りの際にはご覧ください。

| | 年月 | 主催事業名 | 時間帯 | 対象 | 問い合わせ |
|--------|--------|----------------------------|-------|---------------------|---------|
| イベント | 5 | 町民ハイキング:上高地 | 昼 | 一般町民 | 教育委員会 |
| | 7 | 寺坂棚田ホテルかがり火まつり | 夜 | だれでも | 振興課 |
| | 9 | 寺坂棚田彼岸花まつり | 昼 | だれでも | 振興課 |
| 文化教養 | 通年 | 小学生の行事(月1回) | 昼 | 小学生 | 児童館 |
| | 通年 | 月1まちかどコンサート | 昼 | だれでも | 町民会館 |
| | 通年 | 小学生おはなし会(毎月第3水曜日) | 昼 | 小学生 | 児童館 |
| | 4 | 菊づくり教室(全7回) | 昼 | 一般町民 | 公民館 |
| | 通年 | 土曜ミュージアムトーク | 昼 | 一般町民 | 歴史民俗資料館 |
| | 通年 | 二胡入門講座(全20回) | 夜 | 一般町民 | 町民会館 |
| | 通年 | 横瀬町みんなで作るまちづくり出前講座 | 昼 夜 | 一般町民 | まち経営課 |
| | 通年 | よこぜ歩楽~里 ウォーキング教室 | 昼 | 一般町民 | 健康づくり課 |
| | 5 | マタニティスクール(全2回) | 昼 | 妊婦とその家族 | 健康づくり課 |
| | 9 | マタニティスクール(全2回) | 昼 | 妊婦とその家族 | 健康づくり課 |
| 健康・ヘルソ | 通年 | 乳幼児健康相談(第4木曜日) | 昼 | 乳幼児 | 健康づくり課 |
| | 通年 | 言語リハビリ教室(第3水曜日) | 昼 | 言語障がいのある 成人とその家族 | 健康づくり課 |
| | 通年 | はつらつ体操教室(第2、第4水曜日) | 昼 | 高齢者 | 健康づくり課 |
| | 通年 | お達者教室(第1、第3木曜日) | 昼 | 高齢者 | 健康づくり課 |
| | 通年 | ミニデイサービス(毎週火曜日) | 昼 | 高齢者 | 健康づくり課 |
| | 5 | ママクラブ:ママのためのリフレッシュ・体操(全3回) | 昼 | 子育て中の方 | 児童館 |
| | 5 | 子育て講座:マタニティスクール | 昼 | 妊婦とその家族 | 教育委員会 |
| | 6 | ママクラブ:ママといっしょのおたんじょう会 | 昼 | 幼児の親子 | 児童館 |
| | 7・8 | 学校夏期休業中における児童館開館延長事業 | 昼 | 小学生(要事前申込) | 児童館 |
| | 8 | 人権標語の募集 | | 小・中学生および在住・ 在勤の方 | 教育委員会 |
| 子育て | 8・9 | 初孫教室(全2回) | 昼 | 孫がいる方・生まれる 方 | 健康づくり課 |
| | 9 | 子育て講座:マタニティスクール | 昼 | 妊婦とその家族 | 教育委員会 |
| | 9 | ママクラブ:ママといっしょのおたんじょう会 | 昼 | 幼児の親子 | 児童館 |
| | 通年 | ママとよい子のリトルラビット(全20回) | 昼 | 今年度3歳になる幼児 とその親 | 公民館 |
| | 通年 | ブックスタート | 昼 | 3~4カ月児の親子 | 図書館 |
| | 通年 | 赤ちゃんくらぶ(第1火曜日) | 昼 | 0~1歳6カ月児の 親子 | 健康づくり課 |
| | 通年 | ちびっこくらぶ(第2火曜日) | 昼 | 1歳6カ月児~就園前 の親子 | 健康づくり課 |
| | 通年 | 子育てサークル:どんぐりの森(第1金曜日) | 昼 | 今年度3歳になる幼児 とその親 | 児童館 |
| | 通年 | 子育てサークル:パンプーの森(第2金曜日) | 昼 | 今年度1歳になる幼児 とその親 | 児童館 |
| | 通年 | 子育てサークル:さくらの森(第3金曜日) | 昼 | 今年度3歳になる幼児 とその親 | 児童館 |
| 生涯スポーツ | 通年 | 出張ひろば:メープルの森(毎週月曜日) | 昼 | 乳幼児の親子 | 児童館 |
| | 通年 | 園庭開放(第4土曜日) | 昼 | 乳幼児の親子 | 保育所 |
| | 通年 | 子育て電話相談(随時) | 昼 | 乳幼児の親子 | 保育所 |
| | 通年 | 一時保育 | 昼 | 1歳~就学前 | 保育所 |
| | 5 | 横瀬町社会人卓球教室(全4回) | 夜 | 一般町民 | 教育委員会 |
| | 6 | 第1回弓道教室(全6回) | 昼 | 一般町民 | 教育委員会 |
| | 7 | 小学生親子水泳教室(全4回) | 昼 | 小学生とその保護者 | 教育委員会 |
| | 9 | 小学生スポーツ教室:かけっこ編(全2回) | 昼 | 小学生 | 教育委員会 |
| | 9 | 第2回弓道教室(全6回) | 昼 | 一般町民 | 教育委員会 |
| | 手作り・工作 | 4~6 | 季節の工作 | 昼 | 乳幼児の親子 |
| 7・8 | | 子ども体験学習:夏休み期間中(全3回) | 昼 | 小学生とその保護者 | 公民館 |
| 7 | | 小学生工作教室 | 昼 | 小学生 | 児童館 |
| 9 | | 季節の工作 | 昼 | 乳幼児の親子 | 児童館 |

町まち経営課 ☎25-0112 / 振興課 ☎25-0114 / 健康づくり課 ☎25-0116
 保育所 ☎22-1802 / 児童館 ☎22-2072 / 教育委員会 ☎25-0118
 公民館・図書館 ☎22-2267 / 歴史民俗資料館 ☎24-9650

平成27年度 横瀬町みんなで作るまちづくり

出前講座メニュー

～町職員が町政についてのご説明におうかがいします～

| No. | 講座名 | 内容 | 講座担当課 |
|-----|---------------------|--|---------|
| 1 | 情報公開制度の仕組みについて | 情報公開条例や個人情報保護条例の内容や利用方法について説明 | 総務課 |
| 2 | 選挙の仕組みについて | 選挙制度について説明 | 総務課 |
| 3 | 消防・防災について | 消防団活動をはじめ、救急・消防体制や防災の取り組みについて説明 | 総務課 |
| 4 | 自主防犯活動について | 地域の自主防犯活動の取り組みや方法、支援について説明 | 総務課 |
| 5 | 交通安全について | 子どもとお年寄りを対象に、やさしい交通安全教室 | 総務課 |
| 6 | 共に生きよう女と男(人と人) | 男女共同参画の推進についてビデオをもとに説明 | 総務課 |
| 7 | わが町の台所事情(財政)について | 町の財政計画について説明 | まち経営課 |
| 8 | 第5次横瀬町総合振興計画について | 基本構想および後期基本計画について説明 | まち経営課 |
| 9 | 町長室訪問 | 町長とフリーターキングのひとときを過ごしませんか | まち経営課 |
| 10 | ブコーさん体操講習会 | 子どもからお年寄りまで明るく楽しい講習 | まち経営課 |
| 11 | 租税教室 | 身近な税金について、国税局からの資料で説明 | 税務課 |
| 12 | 戸籍・住民基本台帳事務について | 戸籍の届出、住民登録などの手続きについて説明 | いきいき町民課 |
| 13 | 障がい者福祉サービスについて | 障がいのある方が受けられるサービスや制度について説明 | 健康づくり課 |
| 14 | 児童福祉サービスについて | 子どもを持つ家庭が受けられるサービスや制度について説明 | 健康づくり課 |
| 15 | 高齢者が利用できる福祉サービスについて | 介護保険で利用できるサービスや申請方法、福祉サービスについて説明 | 健康づくり課 |
| 16 | 認知症サポーター養成講座 | 認知症とは何か、認知症の方への接し方などについて説明 | 健康づくり課 |
| 17 | 生活習慣病予防講座 | 高血圧・高脂血症・糖尿病の予防について説明 | 健康づくり課 |
| 18 | 子どもの健康について | 子どもの発達や、子どもに多い病気および予防接種について説明 | 健康づくり課 |
| 19 | 特定健康診査について | 一般的な健康診査、特定健康診査、がん検診などの内容について説明 | 健康づくり課 |
| 20 | いきいき元気に!健康運動教室 | 健康についての話と自宅のできる簡単な体操を紹介 | 健康づくり課 |
| 21 | 心の健康について | 心の病の予防や治療方法、主な相談機関などについて説明 | 健康づくり課 |
| 22 | 消費生活講座 | 消費生活に関する情報提供と未然防止について説明 | 振興課 |
| 23 | 農地のトラブルを防ぐために | 農地の無断転用、許可を受けていない農地改良などのトラブルを防ぐための手続きを説明 | 振興課 |
| 24 | 鳥獣害対策の概要について | 町が実施している鳥獣害対策の取り組みを紹介 | 振興課 |
| 25 | 横瀬町の道路について | 町内にある道路の現況と維持管理、整備方針などについて説明 | 建設課 |
| 26 | 上水道の仕組みについて | 安全でおいしい水ができるまでをやさしく説明 | 上下水道課 |
| 27 | 下水道の仕組みについて | 下水道の仕組み、役割、整備状況などについて説明 | 上下水道課 |
| 28 | 水道料金と給水装置 | 水道料金の計算方法や給水装置の仕組み、節水方法などを説明 | 上下水道課 |
| 29 | 軽スポーツ講座 | 軽スポーツを通してスポーツやレクリエーションの楽しさを体験 | 教育委員会 |
| 30 | 子育て講座 | 乳幼児期から中学生の保護者を対象とした子育てに関する講座 | 教育委員会 |
| 31 | 人権講座 | DVD視聴と近年の人権問題の概略を説明 | 教育委員会 |
| 32 | 学校教育の取り組みについて | 生きる力をはぐくむ教育を推進するための「埼玉県学力・学習状況調査」について、趣旨や内容を説明 | 教育委員会 |
| 33 | 公民館ってこんなところ | 公民館主催事業の紹介や町民会館の利用方法を説明 | 町民会館 |
| 34 | 図書館活用講座 | 図書館の利用の仕方や図書の検索方法などについて説明 | 図書館 |
| 35 | 横瀬町の歴史と文化財について | 郷土の生い立ちや歴史、有形・無形文化財について説明 | 歴史民俗資料館 |
| 36 | 幼児・小学生あそび教室 | 簡単なゲームや手づくりおもちゃの作り方を指導 | 児童館 |

申し込みができるのは 横瀬町内に在住、在勤する5人以上が参加する団体等です。

申込書は町ホームページ (<http://www.town.yokoze.saitama.jp/>) からダウンロードまたは
まち経営課(2階1番窓口)へ直接申し込んでください。

開催時間と場所は 午前9時から午後9時の間のおおむね1～2時間を目安としてください。

(ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。)

講座の実施会場は町内とし、お申し込み団体でご用意ください。

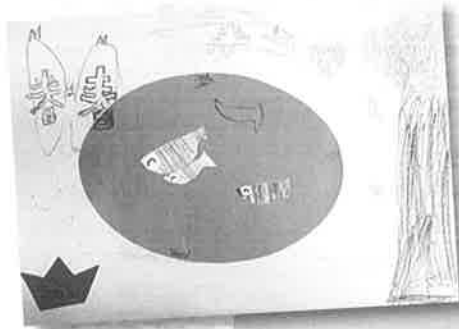
その他 担当課の業務の関係で、実施日時の変更などについてご相談・調整させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。
「出前講座」は皆さんに町政について理解を深めていただくためのものです。苦情や要望のみをお聞きする場ではありませんので、
この趣旨をご理解の上、お申し込みください。

問・申込先 まち経営課 秘書広報担当 ☎25-0112 FAX23-9349 E-Mail machikei@town.yokoze.saitama.jp

ぼくとわたしの作品展

学童保育室壁画より

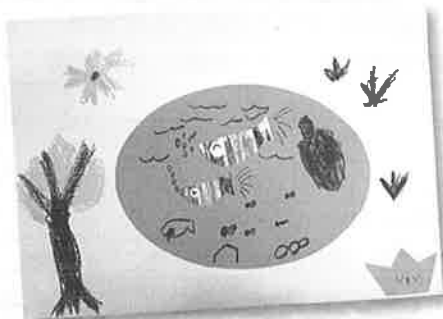
テーマ「めだかの学校」



「めだかを切るのが
むずかしかった。」

しまだ あゆむ
嶋田 歩夢 くん

「めだかを書くのが
むずかしかった」



よこば しゅい
横田 珠生 くん

●「バンブーの森」

対象児 平成27年度に1歳になる幼児
平成26年4月2日生～平成27年4月1日生
日時 毎月第2金曜日 午後1時30分～2時30分
内容 まねっこ遊び・おやつ作り など

●「さくらの森」

対象児 平成27年度に3歳になる幼児
平成24年4月2日生～平成25年4月1日生
日時 毎月第3金曜日 午前11時～正午
内容 工作・親子あそび・おやつ作り など

●「どんぐりの森」

対象児 平成27年度に2歳になる幼児
平成25年4月2日生～平成26年4月1日生
日時 毎月第1金曜日 午前11時～正午
内容 工作・リズム遊び など

場所はすべて横瀬児童館で行います。

☎横瀬児童館 ☎22-2072

☎健康づくり課 子育て支援グループ(1階7番窓口) ☎25-0116

子育て情報
発信



赤ちゃんくらぶ、ちびっこくらぶに参加してみませんか？

赤ちゃんくらぶ、ちびっこくらぶでは、月齢や年齢に合った親子でできる遊びを保育士が教えたり、季節ごとのイベントを行ったりしています。

また、保健師による育児講話や育児相談も随時受け付けています。

お子さんとの楽しい思い出づくりになりますので、ぜひお気軽にご参加ください！

※参加を希望する方は、初回のみ事前にお申し込みください。

日時 赤ちゃんくらぶ 毎月第1火曜日 午前10時～正午
ちびっこくらぶ 毎月第2火曜日 午前10時～正午
(どちらも受付時間は、午前10時から午前10時30分です)

場所 総合福祉センター2階

対象

赤ちゃんくらぶ

0歳から1歳6カ月までの乳幼児とその保護者

ちびっこくらぶ

1歳6カ月から幼稚園就園までの幼児とその保護者



子育てふれあいコーナー

楽しかった「おたんじょうび会」!!

2月25日(水)横瀬児童館において、1・2・3月生まれのお友達をみんなでお祝いしました。手作りのプレゼントをもらった後は、児童館職員による劇「シンデレラ」を楽しみました。



子育てサークル 参加者募集

4月より子育てサークル「さくらの森」「どんぐりの森」「バンブーの森」の仲間を募集します!

同じ年のお友だちやママと一緒に遊びませんか。たくさんの方の参加をお待ちしています。

あそびにおいてよ! 児童館

児童館・地域子育て支援拠点かわせみひろば

岡横瀬児童館 ☎22-2072

| 事業名 | 日時 | 対象 | 内容 |
|---------------|--|---------------|----------------------------|
| 子育てサークルどんぐりの森 | 4月10日(金)11:00~ | H27年度に2歳になる幼児 | 自由あそび(新年度の申し込み受付中です) |
| 小学生おはなし会 | 15日(水)16:00~ | 小学生 | 横瀬おはなし会の皆さんによる楽しいおはなしです。 |
| 子育てサークルバンプーの森 | 17日(金)13:30~ | H27年度に1歳になる幼児 | おともだちづくり(新年度の申し込み受付中です) |
| 子育てサークルさくらの森 | 24日(金)11:00~ | H27年度に3歳になる幼児 | 自由あそび(新年度の申し込み受付中です) |
| ランチの日 | 24日(金)12:00~ | 幼児の親子 | 和室でランチができます。お弁当を持ってきてください。 |
| こどもの日工作 | 30日(木)11:20~ | 幼児の親子 | 何を作るかはお楽しみに!! |
| 子育てサークルどんぐりの森 | 5月1日(金)11:00~ | H27年度に2歳になる幼児 | おもちゃづくり |
| 子育てサークルバンプーの森 | 8日(金)13:30~ | H27年度に1歳になる幼児 | 親子でふれあい遊び |
| 利用案内 | <p>◎児童館は幼児から18歳までどなたでも利用できます。</p> <p>開館日 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)</p> <p>利用時間 午前の部 保護者同伴の幼児 9:00~12:00 午後の部 保護者同伴の幼児 13:00~15:00(火・木・金曜日のみ) 小学生以上の部 13:00~17:00</p> | | |

メープルの森で元気にあそぼう!

地域子育て支援拠点出張ひろばメープルの森

岡横瀬児童館 ☎22-2072

| 事業名 | 日時 | 内容 |
|---------------|--|--------------------------|
| 自由あそび | 4月6日(月) | 広いお部屋で遊びましょう。 |
| パネルシアター | 13日(月)11:00~ | みんなで楽しくパネルシアターを見ましょう。 |
| 自己紹介 | 20日(月)11:00~ | お友達の輪を広げましょう。 |
| 4月の壁面 | 27日(月)11:00~ | 季節の壁面を作ってお部屋をきれいに飾りましょう。 |
| お休み | 5月4日(月) | 祝日のためお休みです。 |
| もりMORIカードに色ぬり | 11日(月)11:00~ | オリジナルカードを作っちゃおう! |
| 利用案内 | <p>地域子育て支援拠点の出張ひろば「メープルの森」は旧芦ヶ久保小学校で実施しています。</p> <p>開館日 毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)</p> <p>利用時間 10:00~15:00(仲よしルームでランチができ、ゆっくり遊べます。)</p> | |

子育て家庭をサポートします

地域子育て支援センター

岡横瀬町保育所 ☎22-1802

| 事業名 | 日時 | 内容 |
|--------------|---------------------|---|
| 子育て相談 ※要電話予約 | 平日(月~金曜日)9:00~17:00 | 子育てについて、困りごとや心配ごとができたときなどにご相談ください。 |
| 保育所園庭開放 | 25日(土)9:00~12:00 | 保育所等に入っていないお子さんとそのご家族を対象に園庭を開放します。 |
| 一時保育事業 ※要申込み | 平日(月~金曜日)8:00~17:15 | 対象:町内に住所があり集団保育が可能な満1歳から小学校就学前の児童 利用料金:1人当たり 2,000円/1日 |

図書館 だより

図書館
Library
横瀬町立図書館
☎22-2267(月曜休館)

推 薦 図 書

ふしぎの時間割

岡田 淳 / 作・絵 ● 偕成社

言葉を話す黒ねこと遊ぶみどり。メイコの泣き声で教室がゆれ、魔女が給食を作る。どこかの小学校で毎時間起こるふしぎな物語。

日本図書館協会の選定図書です。



ぼくはきみで きみはぼく

ルース・クラウス / 文 ● 偕成社

愛ってというのはハガキを出すこと。ほかの人に出すよりもたくさん…。愛と友情について子どもた

ちの豊かなイマジネーションと、それに響きあうセンダックの絵が楽しいアメリカの絵本。



●図書館からのお知らせ

4月23日は『子ども読書の日』、4月23日から5月12日までは『こどもの読書週間』です。図書館では、これに合わせて、「図書館員がすすめる本」のコーナーを設置して本を紹介しています。

ぜひその中から、お気に入りの一冊を見つけてください。

4月の休館日 6・13・20・27日

ナイトライブラリー [午後8時まで]

4月のナイトライブラリー 1・8・15・22日

5月のナイトライブラリー 13・20・27日

歴史民俗資料館だより

月曜・祝日・年末年始休館 ☎24-9650

●「土曜ミュージアムトーク」

日時 4月11日(土)午前10時30分～正午

テーマ 札所17番と秩父平氏

場所 横瀬町歴史民俗資料館

公民館講座参加者募集

公民館・申込先 町民会館 ☎22-2267(月曜休館)

ママとよい子のリトルラビット

育児の不安は誰もが経験するもの。そんな悩みを話せる友だちづくりをお子さんと一緒にしてみませんか?

募集 4月7日(火)から

日時 4月16日(木)から毎月第1・第3木曜日 全20回
午前10時30分～正午

場所 町民会館視聴覚室

内容 工作、バス遠足など

定員・対象 2～3歳児とその保護者20組

(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの幼児)

参加費 3,000円

菊づくり教室

菊を育てる楽しさを感じてみませんか?初心者の方大歓迎。ベテラン講師が丁寧に教えてくれます。

募集 4月7日(火)から

日時 4月19日(日)から全7回
午後1時30分～3時30分

場所 町民会館美術工芸室

講師 佐久間永治郎氏(横瀬町菊花愛好会)

定員 20名

参加費 1,500円(教材費含む)

町民会館からのお知らせ

横瀬町町民会館では、地下駐車場消火設備の改修工事を今年度を実施します。

工事期間中は地下駐車場の利用ができなくなります。また、工事完了後は駐車スペースが半分程度となります。

利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

リサイクル伝言板 (平成27年 3月20日現在)

家庭で不用になった品物や必要とする品物の情報を登録し、紹介しています。

なお、登録できる品物は、無料のものに限ります。

譲りたい品物【登録状況 0件】

欲しい品物【登録状況 0件】

※品物の登録期間は3カ月で、登録者は横瀬町民の方に限ります。

公民館・申込先 まち経営課 秘書広報担当
(2階1番窓口) ☎25-0112

まちかどギャラリー
絵手紙
サークル



小川 寿女さん



中川 良江さん

月1まちかどコンサート
出演者の募集

開催日時・場所 相談の上決定

開催形態

- 楽器類は演奏者の持ち込みで、搬入、搬出作業は出演者で行ってください。
- 舞台を使用しないフラットな場所での演奏です。
- 音楽のジャンルは問いません。
- 30~45分程度の演奏ができる県内在住の方(グループ)であれば、どなたでも応募できます。
- 1グループ1万円を謝礼としてお支払いします。

応募方法

町民会館または町ホームページで申込書をダウンロードして入手し、必要事項を記入の上、出演者によるデモテープを添えて直接申し込んでください。随時受け付けていますが、応募者多数等の場合は選考となります。

問・申込先 町民会館 ☎22-2267

文芸

俳句 加藤 竹紫選

芽木峠吹く風音の唄となる
片付かぬ部屋は余寒に被けおり
山羊の声とどく静寂や座禪草
まろやかな春の声あり水琴窟
春昼の町の賑わう中におり
暮れて行く盆地余寒の山尖る
手入れ済む苗床に降る小糠雨
雲なびく武甲明るし春の月
犬と来し丘にほほ笑む路の臺
春を呼ぶ曲目多しコンサート
啓蟄や一発始動の耕耘機
残雪や午後は日翳る武甲山
節分草見出す小径や町はずれ

基 順子
新井 千鶴
根岸 竹風
内田 政夫
金室多佳子
中津 比路
町田 宇女
加藤ヒサヨ
福島 深雪
坂本美野流
福原 紫峯
関口 麻治
小澤 紫苑

川柳 高田 哲郎選

【自由題】
一つづつ年重ね見る世の変化
そんなこと素面じゃとても言えんだら
横田賭司楼 陽子

短歌 富田 恵夫選

葉がこひの中にピンクの冬牡丹
仲睦まじく寄り添ひて咲く
ホテルから眺める景色は水色に
マリンスタジアムも円く小さき
電車バス乗り継ぎて行く夫が待つ
病院遠し遠く感じて
蠟梅の花を啄む鶴のいて
如月半ば日足伸びたり
つまずきし吾を氣遣う犬の目の
やさしさにあう朝の道の辺
三人の子持ちとなれど吾がために
手伝いに来る女孫愛しも
雲ひとつなき青空に虎落笛
目に見えぬ風吹き荒ぶらし
青空にまんさく映えて福寿草も
咲きてわが家の春始まりぬ
真白に雪を被きし武甲山
朝日を受けて真珠のごとし
幾つもの花芽出で来し福寿草
大き一輪先がけて咲く
突如として信仰の山噴火せり
夢想だに無し人ら埋むとは
冬の海の冷たき磯に海苔を摘む
働く焔をテレビに見入る
認知症の夫入院の夜のベッド
自ず涙は頬をつたいて

黒澤 京子
小泉 悦子
斎藤 邦子
斎藤 トシ子
島田 あき
富田 ヒデ子
中川 美也子
町田 イヨ
町田 由江
若林 壮次
赤岩 茂
赤岩 サワ
浅見 タミ

● 地域包括支援センター掲示板 ●

自分でできる毎日の介護予防!

「介護予防」とは、元気な方は“介護が必要な状態(要介護状態)にならないように”、また介護が必要な方でも、“今以上に状態が悪化しないように”していく取り組みのことを言います。「年だから仕方がない」と諦めて弱々しく年老いていくのか、積極的に心身を使い、生活に必要な体力を養うのか。介護が必要な状態にならないようにするには、ちょっとしたあなたの心がけが重要です。

◆要介護にならないための5つのポイント

1 毎日10品目を食べよう!

食事量が減ると、気づかないうちに低栄養になり、筋肉量が減ったり風邪を引きやすくなったりします。減塩に気をつけ、肉も魚もバランスよく食べましょう。

2 よく歩こう!

日常生活動作の中で、最初に低下するのが歩行能力です。老化よりも運動不足が大きな原因となります。普段からよく歩いて足腰の衰えを防ぎましょう。

3 適度に日光を浴びよう!

カルシウムが骨に定着するにはビタミンDが不可欠です。紫外線に当たると体内ではビタミンDが生成されます。1日に5~15分程度は日光を浴びましょう。

4 しっかり睡眠をとろう!

高齢者は、睡眠が浅く、早朝に目が覚めるという睡眠パターンが特徴です。眠った気がしなくても、翌日いつものように過ごせるのであれば、あまり心配しなくてもよいでしょう。

5 生きがいをもとう!

生きがいを持つことで、楽しく充実した毎日を送ることができます。家庭や地域で役割を持つことや趣味を楽しみましょう。不審な様子が見られる場合には、地域包括支援センターまでご連絡ください。

日常生活のちょっとした取り組みが、介護予防になります。毎日を楽しみながら要介護状態になるのを防ぎ、元気に年を重ねていきましょう!

○地域包括支援センターは、高齢者の方をサポートする総合相談機関です。お気軽にご相談ください。

☎ 地域包括支援センター(健康づくり課1階6番窓口) ☎25-0281

こんにちは!
保健師です

☎ 健康づくり課 子育て支援グループ(1階7番窓口) ☎25-0116

4月は「新年度」のスタートです。就職や人事異動、進学・進級などこれまでの生活と大きく変化する季節です。期待や希望に胸を膨らませ、充実した日々を過ごす時期、張り切りすぎてしまって、時にはからだやこころに疲れがたまってしまう場合もあります。十分に休養を取り、自分の好きなことをしてストレスを解消することが大切です。ですが、時にはこころの疲れが取れなくて、眠れない・食欲がない・意欲がわかないなどの症状が出る人もいます。そんな時は、ひとりで抱え込まずに相談してください。

町では、臨床心理士の先生による「こころの健康相談」を実施します。眠れない・人の目が気になる・何となくいつも不安…など、こころの健康について、ご本人・ご家族からのご相談を受け付けます。相談は予約制ですので、事前にご連絡ください。まずは、お気軽にお電話ください!

| 日程 | 時間 | 場所 |
|---------------|-----------------|---------------------------|
| 平成27年5月12日(火) | 13:30 ~15:00 | 総合福祉 センター 2階 研修室 |
| 7月14日(火) | | |
| 9月8日(火) | | |
| 11月10日(火) | | |
| 平成28年1月12日(火) | | |
| 3月8日(火) | | |

平成27年4月 保健事業 インフォメーション

◆それぞれの事業は、総合福祉センターで実施します。

☎ 健康づくり課 子育て支援グループ ☎25-0116

3~4カ月児健診

日時●16日(木)12:40~12:50受付
対象●H26.12月生まれの子および前回未受診者
*ブックスタート事業も行います。

9~10カ月児健診

日時●16日(木)12:50~13:00受付
対象●H26.6月生まれの子および前回未受診者

2歳児歯科健診

日時●9日(木)13:15~13:30受付
対象●H24.6月、H24.12月生まれの子および
前回未受診者

3歳児健診

日時●9日(木)12:45~13:00受付
対象●H23.11月~H23.12月生まれの子および
前回未受診者

BCG予防接種

日時●16日(木)13:10~13:20受付
対象●1歳未満の子

乳幼児健康相談

日時●23日(木)10:00~11:30受付
内容●身長・体重測定、育児相談、離乳食デモンスト
レーション等

赤ちゃんくらぶ

日時●7日(火)、5月7日(木)10:00~12:00
対象●0歳から1歳6カ月までの子とその保護者
※参加希望者は、初回のみ事前にお申し込みください。

ちびっこくらぶ

日時●14日(火)10:00~12:00
対象●1歳6カ月から幼稚園就園までの幼児とその
保護者
※参加希望者は、初回のみ事前にお申し込みください。

ことば・運動発達の相談

ことばが出ない、発音がはっきりしない、集団行動
が苦手、歩き方が気になるなどお子さんの成長発達
についての相談。 ※保健師が随時相談に応じます。

成人健康相談

内容●体や心の健康に関する相談
※電話で予約をいただければ、随時実施します。

言語リハビリ教室

日時●15日(水)10:00~12:00
対象●失語症など、ことばに障がいのある成人
内容●言語聴覚士による集団リハビリ

ソーシャルクラブ

日時●27日(月)13:30~15:00
対象●こころの病気を持つ方
内容●社会参加に向けたグループ活動

総合福祉センター休館日 4日☎、5日☎、11日☎、12日☎、18日☎、19日☎、25日☎、26日☎、29日☎

知ってふくしのはなし

☎ 健康づくり課 子育て支援グループ(1階7番窓口)
☎25-0116

得する 福祉タクシー事業について

この事業は、重度心身障がい者の日常生活の利便を図るため、タクシー利用料金の一部(初乗運賃相当額)を助成する制度です。

今年度より、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も対象となりました。希望される方に福祉タクシー券(年間24枚)を交付しますので、次のとおり申請手続きをしてください。ただし、自動車等燃料費給付事業との併給はできません。

対象者 横瀬町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方。
- ②療育手帳 ㊦・Aの交付を受けている方。
- ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方。

申請手続き

1 受付開始日 4月1日(水)~

2 持参するもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑
- ③26年度利用券の残券(26年度利用券の交付を受けた方)

3 申請交付窓口 健康づくり課(1階6番または7番窓口)

心の健康づくり講演会

心の病気は、「眠れない」「気持ちが落ち込む」「周りの出来事を自分と結び付けて取り越し苦労をする」「息苦しい」「だるくて疲れが取れない」「生活リズムや服装の乱れ」という変化が出やすく、早めの対応が必要です。精神科医の豊かな知識と経験から、心の健康づくりに大切な知恵をお伝えします。

日時 5月16日(土)午前10時30分～正午
 場所 秩父市福祉女性会館
 内容 テーマ「もしかして、“心”の病気…～精神科医が語る大切な話～」
 講師 医療法人全和会 秩父中央病院 内田里華院長
 参加費 無料 事前申し込み不要
 〆 秩父保健所保健予防推進担当 ☎22-3824

埼玉県食品表示調査員の募集について

対象 県内在住で20歳以上の人
 任期 平成27年6月～平成28年3月
 内容 食品販売店で日頃の買物を通して食品の表示を確認し、定期的に県に報告(年間20店舗程度)
 ※6月11日(木)[熊谷会場]または12日(金)[さいたま会場]で研修実施予定
 謝金 5,000円
 定員 100人(選考)
 申込方法 4月17日(金)(必着)までに、はがき、ファクシミリまたは電子メールで、住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、職業、応募理由(100字程度)を明記の上、埼玉県農林部農産物安全課あてにご応募ください。選考結果は5月末までにお知らせします。
 〆・申込先
 〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1
 埼玉県農林部農産物安全課総務・JAS法担当
 ☎048-830-4110 FAX048-830-4832
 メールa4070-06@pref.saitama.lg.jp

相談

横瀬町定例相談

法律相談 ※要電話予約
 と き●4月16日(木)午後1時～4時
 ところ●横瀬町役場 第1委員会室内
 内容●不動産(賃貸借・売買)/家庭内の問題(夫婦・親子)/消費問題/交通事故/民事介入暴力等の法律相談
 その他●相談は1人30分
 相談は無料で依頼者のプライバシーは守られます。
 〆総務課 ☎25-0111

行政相談
 と き●4月14日(火)午後1時～3時
 ところ●横瀬町役場 第1委員会室内
 内容●福祉・道路・医療・保健・年金など行政に関する不満や要望、疑問など
 〆総務課 ☎25-0111

社協定例相談

横瀬町社会福祉協議会 ☎22-7380
心配ごと相談
 と き●4月28日(火)午後1時～3時
 ところ●横瀬町総合福祉センター

結婚相談 ※1週間前までに要電話予約
 と き●4月15日(水)・5月20日(水)午後6時～8時
 ところ●横瀬町町民会館

埼玉県定例相談

県民相談総合センター ☎048-830-7830
県民相談 ※前日までに要電話予約
 と き●法律相談実施日 午前9時30分～正午
 ところ●秩父地方庁舎1階

法律相談 ※要電話予約
 と き●4月9日(木)・4月23日(木)午後1時～4時
 ところ●秩父地方庁舎1階

就職相談 専用受付ダイヤル ☎048-601-2229
 と き●4月15日(水)
 午前10時～午後4時 ※要電話予約
 秩父勤労者福祉センター

秩父保健所

秩父保健所 ☎22-3824
ひきこもり専門相談 ※要電話予約
 と き●4月7日(火)
 午後1時30分～4時

子どもの心の健康相談 ※要電話予約
 医師相談 と き●4月15日(水)
 午後1時30分～3時
 心理相談 と き●4月20日(月)
 午後1時30分～3時30分

無料相談室

身体・知的障がい児(者)について
 秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー」
 身体障がい(カナの会):☎22-7785 FAX22-7055
 知的障がい(清心会):☎21-7171 FAX24-9963
 と き●月～金曜日 午前9時～午後5時

精神障がい者について
 生活支援センター「アクセス」
 ☎24-1025 FAX24-1026
 と き●月～金曜日 午前9時～午後5時

障がい者の就労・労働について
 秩父障がい者就労支援センター「キャップ」
 ☎21-7171 FAX24-9963
 と き●月～金曜日 午前9時～午後5時

消費生活・多重債務相談について
 歴史文化伝承館4階 市民生活課内 ☎25-5200
 と き●月～金曜日 午前9時～午後4時

電話でお見積もりします。まずご一報ください! **家庭から出る粗大ゴミ片付けます!!**

- 布団1枚から家具類・電気製品・ベッド・ストーブ・カーベット・机・イス・自転車 etc
- テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機は別途リサイクル料をいただきます。(品目、メーカーにより、料金が異なります。)
- 量が多い場合は、お伺いしてお見積もりします。(無料) 2t平ボディー満載で、20,000円が目安です。
- 引越し・荷物運搬うけたまわります!
 お見積もりは無料です。お気軽にお電話ください!

昭和通運株式会社 影森営業所 ☎22-1442

わが家の
アイドル
1歳になったよ!

●「広報よこせ」では、毎月その月に誕生日を迎える「満1歳」の赤ちゃんを紹介しています。
●掲載を希望される方は、誕生前月の10日までに、まち経営課にコメントをそえて写真をご持参ください。

問 まち経営課 秘書広報担当
☎25-0112



元気に育つてね。

せきぐち みひろ
関口 心優ちゃん
平成26年4月10日生
誠・梢夫妻(13区)

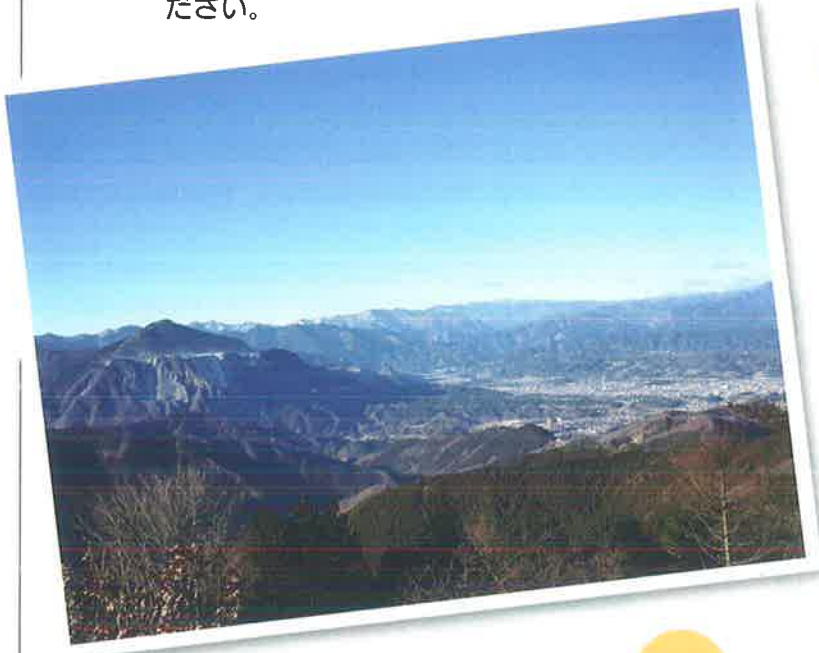


まんま大好き
いっぱい食べて大きくなーれ

やなぎさわ じゅり
柳澤 樹里ちゃん
平成26年4月17日生
孝彰・淳子夫妻(4区)

安全で楽しい登山を!

いよいよ、春の息吹を感じる登山シーズンが始まります。登山前には、体調や装備の備えを万全にさせていただき、なるべく単独登山は避け、みんなで仲良く安全な登山を楽しんでください。



🌿 **武甲山山頂トイレ開き**
日時 4月30日(木)正午を予定

🙏 **お願い** 武甲山山頂のトイレは雨水を利用したエコトイレです。登山の際は、自宅のトイレや横瀬駅前観光トイレ、1区コミュニティ広場内トイレ(生川入口の信号から約850m先の右側)、菱光石灰工業(株)様工場内トイレ(生川浄水場手前左側の工場:善意でお借りしております。車両等ご注意ください。)を利用するなど、雨水を大切に使用し、観光で訪れた多くの登山者に山頂トイレを利用してもらいましょう。

🌿 **山岳パトロールボランティアの募集**

対象 横瀬町内の登山が好きな方
内容 町内を登山する際「山岳パトロールボランティア員」である旨の腕章を身に付けて、登山者への声掛け、道案内やアドバイスなどをさせていただき、登山者向けのボランティア活動です。
謝礼や保険加入等はありませんが、心から山を愛する方をお待ちしています。
申込方法 住所・氏名・年齢・電話番号等を電話・FAXまたはEメールでご連絡ください。
募集期限 随時申込
問・申込先 振興課(2階5窓口)
☎25-0114 fax23-9349
メール shinkou@town.yokoze.saitama.jp

* 今月号はゴミ収集日程を14ページに掲載しています。

町の人口と世帯数

平成27年3月1日現在(カッコ内は前月比)

| | 世帯数 | 男 | 女 | 計 |
|------|------------|------------|------------|------------|
| 横 瀬 | 3,127(+3) | 4,093(+2) | 4,135(+3) | 8,228(+5) |
| 芦ヶ久保 | 201(-1) | 261(-2) | 277(-3) | 538(-5) |
| 計 | 3,328(+2) | 4,354(±0) | 4,412(±0) | 8,766(±0) |